

[様式1～8] 自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

YAMANASHI GAKUIN JUNIOR COLLEGE

2025

山梨学院短期大学

2026年6月

食物栄養科／保育科／専攻科保育専攻

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	17
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	18
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	21
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	23
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	26
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	27
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	33
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	33
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	37
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	39
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	40
【基準Ⅳ 大学運営とガバナンス】	44
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	44
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	45
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	46
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	47
【資料】	
[様式9] 提出資料一覧	
[様式10] 備付資料一覧	
[様式11-1~22] 基礎データ	
[様式23] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、山梨学院短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

2026年6月○日

大学設置法人の長（理事長）

古 屋 光 司

学長

羽 畑 祐 吾

ALO

小 林 祐 一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

区分	学校法人の沿革の概要	山梨学院短期大学の沿革の概要
1946年	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校山梨学院設置認可 山梨実践女子高等学院として甲府市桜町に創立 山梨女子高等学院へ名称変更 	
1948年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨女子高等学院家政科栄養士養成施設認可指定 山梨高等学院と名称変更（男女共学化） 甲府市酒折町（現所在地）に全学移転 財団法人山梨学院認可 	
1950年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院附属幼稚園設置認可 	
1951年	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人山梨学院へ組織変更認可 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養科設置認可（栄養士養成施設として認可再指定）（栄養科は後に食物栄養科へ名称変更）
1953年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院短期大学法経科（併設大学の前身）設置認可 	
1954年		<ul style="list-style-type: none"> 栄養科教職課程（中学校教諭二級普通免許状・家庭）認定
1956年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院短期大学附属高等学校普通科設置認可 	
1959年		<ul style="list-style-type: none"> 保育科保育養成施設認可指定
1962年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学（法学部法学科）設置認可 山梨学院短期大学附属高等学校を山梨学院大学附属高等学校へ名称変更 山梨学院附属幼稚園を山梨学院大学附属幼稚園へ名称変更 	
1965年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学商学部（商学科）設置認可（商学部商学科増設） 	
1967年		<ul style="list-style-type: none"> 保育科設置認可（保育養成施設として再指定） 保育科教職課程（幼稚園教諭二級普通免許状）認定
1975年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学附属高等学校英語科設置認可 	
1980年		<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科・保育科入学定員変更認可
1986年		<ul style="list-style-type: none"> 保育科保育専攻設置認可（修業年限1年）
1987年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学商学部経営情報学科設置認可 	
1990年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学法学部行政学科設置認可（1991年度開設） 	<ul style="list-style-type: none"> 経営学科設置認可（1991年度開設）
1993年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科設置認可（1994年度開設） 	
1994年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学商学部経営情報学科学生募集停止 	
1995年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学大学院公共政策研究科公共政策専攻（修士課程）設置認可（1995年度開設） 	
1996年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学附属中学校設置認可 	
1997年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学商学部経営情報学科廃止 	
2000年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学大学院公共政策研究科公共政策専攻（修士課程）を社会科学研究科公共政策専攻（修士課程）へ名称変更届出（2001年度開設） 	
2001年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学法学部行政学科を法学部政治行政学科へ名称変更届出（2002年度開設） 	
2002年		<ul style="list-style-type: none"> 専攻科食物栄養専攻・専攻科保育専攻設置認可（大学評価・学位授与機構認定、修業年限2年） 専攻科保育専攻教職課程（幼稚園教諭一種免許状）認定 保育科保育専攻（修業年限1年）廃止

区分	学校法人の沿革の概要	山梨学院短期大学の沿革の概要
2003年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）設置認可（2004年度開設） 山梨学院大学附属小学校設置認可（2004年度開設） 	<ul style="list-style-type: none"> 『特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）』に採択 専攻科食物栄養専攻教職課程（中学校教諭一種免許状・家庭）認定 専攻科保育専攻教職課程（小学校教諭一種免許状）認定 保育科教職課程（小学校教諭二種免許状）認定
2004年		<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科・保育科入学定員変更認可
2005年		<ul style="list-style-type: none"> 『現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）』に採択 食物栄養科教職課程（栄養教諭二種免許状）認定
2006年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学商学部商学科を現代ビジネス学部現代ビジネス学科へ名称変更届出（2007年度開設） 	
2007年		<ul style="list-style-type: none"> 経営学科学学生募集停止 『現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）』に採択 『新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）』に採択 『社会人の学び直しニーズに対応した学生支援プログラム』に採択（共同）
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科設置認可（2009年度開設） 	<ul style="list-style-type: none"> 『質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）』に採択
2009年		<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科入学定員変更届出（2010年度開設）
2010年		<ul style="list-style-type: none"> 専攻科食物栄養専攻学生募集停止 食物栄養科製菓衛生師養成課程認可指定
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学国際リベラルアーツ学部国際リベラルアーツ学科設置認可（2015年度開設） 	
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学スポーツ科学部スポーツ科学科設置認可（2016年度開設） 	
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科学学生募集停止 山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）学生募集停止 山梨学院大学附属中学校・高等学校を山梨学院中学校・高等学校へ名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> 『大学教育再生加速プログラム（卒業時における質保証の取組の強化）』に採択
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学附属小学校を山梨学院小学校へ名称変更 山梨学院大学附属幼稚園を山梨学院幼稚園へ名称変更 	
2017年		<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科フードクリエイティブコースをパティシエコースに名称変更 食物栄養科・専攻科保育専攻入学定員変更届出（2018年度開設）
2018年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科を経営学部経営学科へ名称変更届出（2019年度開設） 山梨学院大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程：法科大学院）廃止 	
2019年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科廃止 	
2020年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学法学部政治行政学科学学生募集停止 学校法人山梨学院から学校法人 C2C Global Education Japan へ法人名称変更認可（2021年4月より） 	
2022年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院高等学校通信制普通科設置認可（2023年度開設） 	<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科入学定員変更届出（2023年度開設）
2023年	<ul style="list-style-type: none"> 山梨学院大学法学部政治行政学科廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 食物栄養科・保育科入学定員変更届出（2024年度開設）
2024年		<ul style="list-style-type: none"> 保育科入学定員変更届出（2025年度開設）

(2) 大学設置法人の概要

- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

- 2026年5月1日現在（本短期大学の状況）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
山梨学院短期大学食物栄養科	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	70	140	119
山梨学院短期大学保育科		110	220	166
山梨学院短期大学専攻科保育専攻		25	50	47

- 2025年5月1日現在

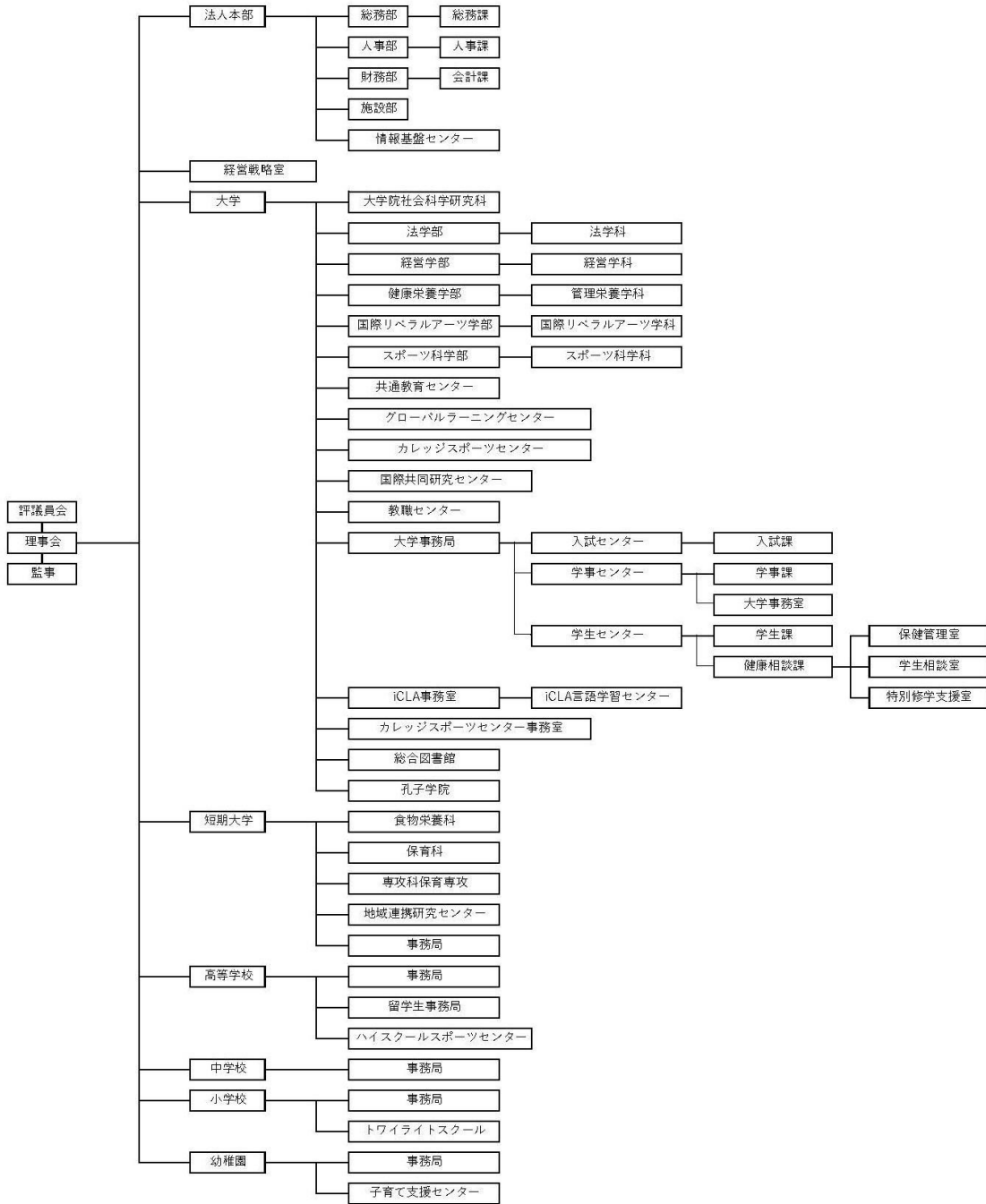
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
山梨学院短期大学食物栄養科	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	70	140	124
山梨学院短期大学保育科		110	240	185
山梨学院短期大学専攻科保育専攻		25	50	43
山梨学院大学大学院 社会科学研究科公共政策専攻	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	20	40	23
山梨学院大学法学部法学科	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	180	960	1,172
山梨学院大学経営学部経営学科		360	1,330	1,575
山梨学院大学 健康栄養学部管理栄養学科		40	170	160
山梨学院大学国際リベラルアーツ学 部国際リベラルアーツ学科		80	240	286
山梨学院大学 スポーツ科学部スポーツ科学科		200	760	940
山梨学院高等学校全日制課程普通科	山梨県甲府市酒折 三丁目3番1号	430	1,290	1,225
山梨学院高等学校通信制課程	山梨県甲府市酒折 二丁目4番5号	100	300	121
山梨学院中学校	山梨県甲府市酒折 三丁目3番1号	111	333	316
山梨学院小学校	山梨県甲府市酒折 一丁目11番1号	74	432	449
山梨学院幼稚園	山梨県甲府市酒折 二丁目8番1号	60	180	197

(3) 大学設置法人・大学の組織図

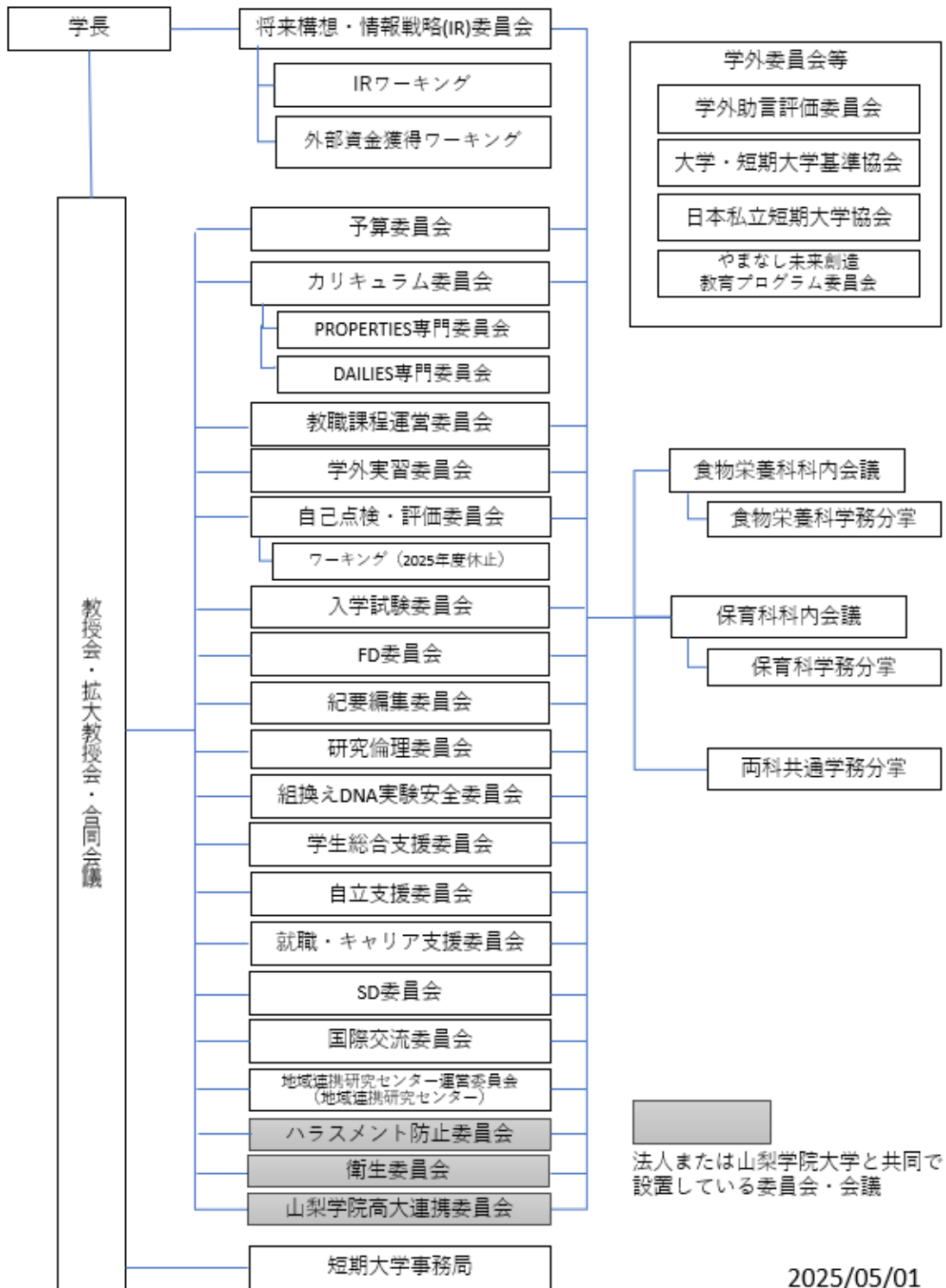
- 組織図
- 2026年5月1日現在

<学校法人の組織図>

学校法人C2C Global Education Japan 組織図



<短期大学の組織図>



2025/05/01

(注：2026年度の組織編制は、2025年度と同じ。)

(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 2026年5月1日現在

学 長	羽 畑 祐 吾
食物栄養科長	中 川 裕 子
保育科長	小 林 祐 一
専攻科保育専攻科長	今 井 茂 樹

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
基準Ⅳ 評価の過程で、理事及び評議員が寄附行為に定められた定数を満たしていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、寄附行為に従い適切な学校法人運営に取り組まれない。
(b) 対応状況
2019年10月に理事・評議員のうち1名が辞任したため、一時的に理事及び評議員が定数を満たさない状況があったが、2020年3月に理事・評議員が選任され、定数を満たした。
(c) 成果
理事・評議員が選任され、定数を満たしている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
① 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマC 内部質保証] 自己点検・評価報告書の基礎資料「課題等に対する向上・充実の状況」について、文部科学省の「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付されていたが、指摘事項及び履行状況にその記載がない。今後、より一層の自己点検・評価への組織的な取組みが望まれる。
② 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] 入学者受入れの方針は、2学科共通のものになっているので、学科ごとに定めることが望まれる。
③ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源] 学校法人全体で過去3年間、経常収支が支出超過となっているので、経営計画に沿って改善が望まれる。

(b) 対応状況
① 2019年度以降、設置計画履行状況等調査の対象となっておらず、成果は特にない。
② 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の一つに「専門分野への関心を有している人」を掲げ、各科で特徴及び特色をもって学生を受け入れることを表明していたが、より具体的に定める必要があるとして、2024年度に科ごとのアドミッション・ポリシーを定めた。
③ 中期計画に基づいた計画的な教育投資の増加による支出超過である。今後も中期計画に則り投資を続けていく予定ではあるが、収支のバランスについては、常に確認を行う。事業活動収支差額は計画通りであり、次年度繰り越し支払金も安定的に推移している。経常収支は、支出超過ではあるが、改善に向けて対応がなされている。

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 公的資金の適正管理の状況（2025年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における公的資金（公的研究費：文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等）の適正な管理や研究活動における不正行為の防止については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日文部科学大臣決定、2021年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、2009年7月21日付で「山梨学院短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」を制定し2010年4月1日から施行（最終改正施行：2021年4月1日付）するとともに、2013年2月28日付で「山梨学院短期大学研究倫理規程」を制定し、2015年4月1日から施行（最終改正施行：2021年4月1日付）した。加えて2019年3月28日付で「山梨学院短期大学学術研究倫理に関するガイドライン」並びに「山梨学院短期大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し2019年4月1日から施行している。「山梨学院短期大学学術研究倫理に関するガイドライン」は2019年6月27日付で、「山梨学院短期大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」は2021年9月1日付でそれぞれ改正し、施行している。さらに、2022年9月29日付で「利益相反管理規程」を、2023年9月21日付で「研究インテグリティの確保に関する規程」をそれぞれ制定し、公的資金の適正な管理を推進している。また、2022年4月28日付で「安全保障輸出管理規程」を制定し輸出管理についても適正な管理を推進している。

「山梨学院短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」においては、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を教務部長、コンプライアンス推進責任者を各科長、相談窓口を事務局として定めている。また、不正行為の通報窓口を法人本部総務部総務課とするとともに、不正使用の疑義に対する調査のための調査委員会の配置や内部監査の手続等につ

いても定めている。これらの規程は学内ネットワーク上に掲載しており、全教職員が閲覧でき、かつダウンロードが可能である。

研究倫理委員会は個別研究に係る研究倫理審査を行うほか、2021 年以降は毎年度 5 月下旬に、研究倫理委員会の企画・立案による全専任教職員を対象とした「研究倫理・コンプライアンス研修会 (FD・SD 研修)」を FD 委員会の主催事業 (研究倫理委員会と協働) として開催している。また、「研究倫理・コンプライアンス研修会 (FD・SD 研修)」の一環として、5 月下旬に実施した研修会の受講内容を踏まえたうえで、専任教職員全員が日本学術振興会の提供する「研究倫理 e ラーニングコース」 (<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>) を受講している。このように、研修会とその後の e ラーニングにより、公的研究費はもとより学内個人研究費・共同研究費をも含めた公的資金の適正管理に資するよう全学的な体制で取り組み、次年度の「研究倫理・コンプライアンス研修会 (FD・SD 研修)」の内容改善に活用する PDCA サイクルを確立している。

本学における科学研究費助成事業等の公的研究費 (競争的研究費) は、獲得数が未だ数少ない現状ではあるがその重要性は全教職員が認識しており、「研究活動及び研修成果一覧」の作成等を通じて、より意識を高め、公的資金を含めた多くの外部資金の獲得を目指している。

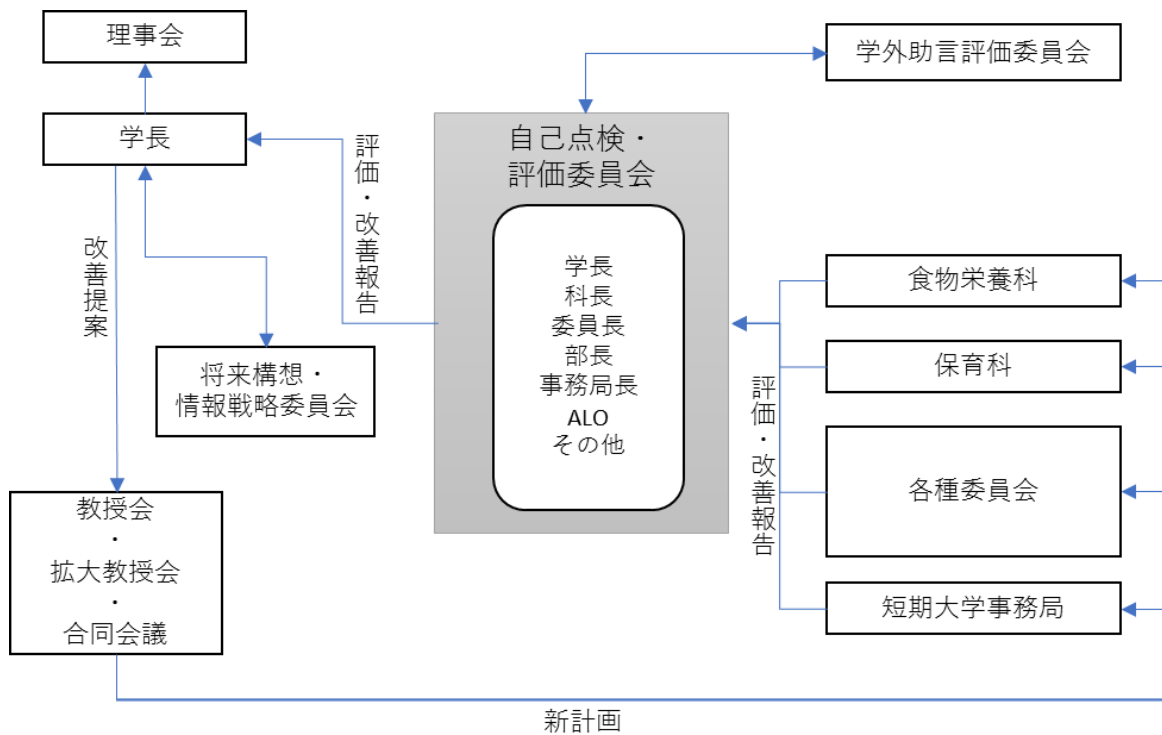
以上のように、公的資金を獲得した場合の適正な運用の体制は整っていると見える。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	羽 畑 祐 吾	学長、食物栄養科教授、将来構想・情報戦略委員会（IR）委員長、予算委員会委員長、入学試験委員会委員長、自立支援委員会委員長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員、ハラスメント防止委員会（法人単位）委員
副委員長 （ALO）	小 林 祐 一	保育科長、保育科教授、教職課程運営委員会委員長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員、ハラスメント防止委員会（法人単位）委員、省エネルギー推進委員会（法人単位）委員
委 員	中 川 裕 子	食物栄養科長、食物栄養科教授、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会委員長、組換えDNA実験安全委員会委員長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取）委員、ハラスメント防止委員会（法人単位）委員
委 員	今 井 茂 樹	専攻科保育専攻科長、保育科教授、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	深 澤 早 苗	教務部長、食物栄養科教授、カリキュラム委員会委員長（同委員会 PROPERTIES 専門委員会座長）、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	飯 野 雄 大	学生部長、保育科准教授、学生総合支援委員会委員長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	青 木 慎 悟	地域連携研究センター長、食物栄養科准教授、地域連携研究センター運営委員会委員長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	萱 嶋 泰 成	食物栄養科教授、就職・キャリア支援委員会委員長、研究倫理委員会委員長、カリキュラム委員会 DAILIES 専門委員会座長
委 員	川 上 英 明	保育科准教授、紀要編集委員会委員長
委 員	竹 中 麻 美 子	保育科准教授、国際交流委員会委員長
委 員	中 込 ま ゆ み	保育科専任講師、学外実習委員会委員長
委 員	鬼 頭 伯 明	短期大学事務局次長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	酒 井 久 治	短期大学事務局課長、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	杉 山 敬 子	短期大学事務局主幹、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員
委 員	細 萱 久 仁 子	短期大学事務局主幹、アドミッション・オフィサー（A0）、学外助言評価委員会（第三者意見聴取のための委員会）委員

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

1993年度より「山梨学院短期大学自己点検・評価規程」を定め、2006年度には、財団法人短期大学基準協会（現在の「一般財団法人大学・短期大学基準協会」）の第三者評価（現在の呼称は「認証評価」）を受審した。その後も、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価を実施している。2010年度からは、「自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイト上で公開している。

自己点検・評価は以下のような流れで行われている。

年度のはじめに、自己点検・評価委員会が、大学・短期大学基準協会の認証評価基準や、本学独自の取組等を踏まえ、本学としての評価観点を検討、設定する。評価観点は、学習成果に焦点をあてたものとなっている。年度末には、各科・各委員会等で実施された自己点検・評価を、自己点検・評価委員会が集約し、本学の「自己点検・評価報告書」として取りまとめる。この「自己点検・評価報告書」は全専任教員が出席する拡大教授会で審議され、ここで承認を得た後、翌年度はじめにはウェブサイト上で公開される。学外助言評価委員会にも提示され、得られた助言は、次年度の教育活動の改善に生かされることとなる。

こうした自己点検・評価の成果は、以下のように活用されている。

まず、全学的には、各種の自己点検・評価を踏まえて、拡大教授会で、向こう5年間の中期計画及び次年度の事業計画（重点推進事項）を策定している。各科、各委員会等においては、前年度の評価と課題を念頭に当該年度の事業の審議・実施に取り組んでいる。各教員においては、年度末に実施した自己点検・評価を踏まえ授業改善FD（シラバスチェック）を経てシラバスを改訂し、次年度に臨んでいる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った2025年度を中心に）

時期	内容
4月～2月	<ul style="list-style-type: none"> 各科、各委員会等において当該年度の事業計画に基づき活動を行い、日常的な自己点検・評価を並行して行う。 学生参画の自己点検・評価を行う（学生から意見を聴取する）。 各種調査（「学修時間調査・学修行動調査（入学時・在学時・卒業時）」「入学者追跡調査」「新入生アンケート」「就職先調査」「卒業生調査」）を実施し、結果を分析する。 「全国学生調査」に参加し、集約された学生の動向に関する結果を分析する。
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 各科、各委員会等（法人本部各部署を含む）において、当該年度に実施された事項について点検・評価し、改善策の検討、次年度の事業計画案作成を行う。
3月	<ul style="list-style-type: none"> 各科、各委員会等（法人本部各部署を含む）での審議結果を自己点検・評価委員会に報告する。
4月	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価委員会において「自己点検・評価報告書」の取りまとめを行う。
5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> 拡大教授会で「自己点検・評価報告書」について承認を得たあと、改善案を審議し、新たな計画を立案する。新年度の評価観点の共有を図る。 学外助言評価委員会にてステークホルダー（利害関係人）から直接に自己点検・評価についての意見を聴取する。 学外助言評価委員会で聴取した学外者の意見を踏まえ「自己点検・評価報告書」の微調整を行ったうえで理事会に附議し承認を得て確定する。 「自己点検・評価報告書」を本学ウェブサイトにて公開する。

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I-A ミッション]

＜根拠資料＞

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

＜現状＞

本学の建学の精神、即ち「一、徳を樹つること。一、実践を貴ぶこと」を基に、「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」という教育理念を掲げ、専門職養成校としての本学の教育の理想を明確に示している。建学の精神は教育基本法等に基づく「公共性」を有しており、ウェブサイト、学生便覧、木犀の会パンフレット、ガイダンス資料等で学内外に明確に表明されている。

年度初めのガイダンスでは、学生とともに建学の精神を確認している。ガイダンスに加え、毎年、全学生参加の「木犀の会」でも建学の精神を確認している。また、本学のエントランスには、創立者の像とともに、建学時の精神を伝える詩に常時触れることができる。

本学では、建学の精神に基づき教育理念や教育目標を明確にしている。各科の教育目標は具体的であり、学習成果を建学の精神に基づき定め、三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン（学修成果の評価）として学内外に明確に表明されている。

本学は、1946年6月の開設時から、地域に根ざした高等教育機関として、地域・社会貢献活動に一貫して取り組んでいる。この取り組みをさらに充実させ、地域諸機関との教育・研究ネットワークを確立することを目的に、2015年度に地域連携研究センターを設立した。現在、同センターを拠点として多彩な教育・研究活動を積極的に展開している。

＜テーマ 基準 I-A ミッションの課題＞

本学は、建学の精神「一、徳を樹つること。一、実践を貴ぶこと」を基に、「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」という教育理念を掲げ、専門職養成校としての本学の教育の理想を明確に示し、社会や地域への貢献活動を実践している。

＜テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項＞

入学式、卒業式、新年度ガイダンスに加え、創立者の命日に合わせた「木犀の会」で、毎年

度欠かさず全学的な建学の精神の確認を行っており、定期的なミッションの確認・実践の自己点検・評価をおこなっている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- ・学生便覧
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）
- ・シラバス

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

本学では、建学の精神に基づき教育理念や教育目標を明確にしている。各科の教育目標は具体的であり、学習成果を建学の精神に基づき定め、ディプロマ・ポリシーとして明確化している。教育目的・教育目標は、本学ウェブサイト、「学生便覧」に掲載し、学内外へ表明している。

各科の教育目的・目標の達成状況は、ディプロマ・ポリシーの達成度を GPA (Grade Point Average) により算出し確認している。また、各授業の到達目標の達成度も授業評価アンケートで確認し、その結果は本学ウェブサイトで公表している。ディプロマ・ポリシーの達成度については、カリキュラム委員会を中心に点検を行い、各科の科内会議で確認するとともに、毎年開催している学外助言評価委員会に報告し、教育活動や地域として求める教育についての意見聴取を行っている。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかどうかという点については、学外助言評価委員会にて定期的に点検し見直しを行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<現状>

本学では、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づき、各科・コースに、具体的な「ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）」を定めている。本学ではこれを「学習成果」として捉えている。また、学習成果を測定するためのアセスメントプランを作成している。アセスメントプランは定期的にかリキュラム委員会を中心に点検している。

学習成果（ディプロマ・ポリシー）は、本学ウェブサイト、「学生便覧」に掲載し、学内外へ表明している。また、各授業の到達目標の達成度についても本学ウェブサイトで公表している。

学習成果（ディプロマ・ポリシー）は、学校教育法の短期大学の規定に照らしつつ、カリキュラム委員会や各科の科内会議、将来構想・情報戦略委員会を中心に定期的に点検を行い、改

定の必要があれば拡大教授会で審議している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーと、教育課程編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシー、入学者受入れの方針であるアドミッション・ポリシーを一体的に作成している。三つの方針（3つのポリシー）の関連がわかるように図式化した履修系統図（カリキュラム・マップ）を作成し、学内外に明確に表明している。

ディプロマ・ポリシーを達成するために、本学では各科・コースごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、構造的に教育課程を編成している。それぞれの区分にある授業を通して、ディプロマ・ポリシーの各能力の育成を目指している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学修成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示しており、社会的・国際的な通用性がある。そして、卒業認定・学位授与の方針に対応して、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。

短期大学全体、及び各科・コースごとに、学修成果に対応した入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示しており、入学前の学習成果の把握・評価も明確に示している。

これら三つの方針（3つのポリシー）に関しては、定期的な見直しを行い、各方針を所掌する委員会、各科内会議、将来構想・情報戦略委員会、拡大教授会の審議を経て、組織的議論を重ねつつ点検し、学内外に表明している。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、前回の認証評価受審時に指摘を受けて、2024年度に各科に合わせた方針に見直しを行った。

また、これらの方針の策定において、地域の産業界や高等学校等関係者の意見を、学外助言評価委員会を通じ聴取している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は、2016年から学生にiPadを貸与し、学修支援システム(Learning Management System: LMS)「WebClass」を活用して教育活動を行ってきた。導入後数年が経過したため型が古くなり新しいOS(Operating System)にも対応できなくなったことから、2024年度からはBYOD(Bring Your Own Device)を推進している。2025年度には自分のPCを持参する学生がほとんどになり、iPadの貸与は1割ほどになった。2026年度からはiPadの貸与を中止し、本格的にBYODを推進していく。資料の提示や課題提出等が学修支援システム(LMS)「WebClass」を通して行われる。このような学習方法の効果を丁寧に分析していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学は、文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)テーマV 卒業時における質保証の取組の強化」(補助期間:平成28年度~令和元年度)に採択された取組「PROPERTIES(「専門的知識(Professional Knowledge)」「専門的実践力(Professional Performance)」「総合的人間力(Total Abilities)」からなる、「専門職として真に社会に貢献しうる力」の獲得)」の中で、各科12におよぶディプロマ・ポリシー(学習成果)を3つの要素「専門的知識」(ディプロマ・ポリシー:5~10)、「専門的実践力」(ディプロマ・ポリシー:11,12)、「総合的人間

力」(ディプロマ・ポリシー：1～4)で捉え、これら3つの要素それぞれについて内部評価と外部評価を実施する仕組みを構築している。3つの要素についての内部評価と外部評価の結果を掲載した「学修成果証明書」を発行している。「学修成果証明書」は学生自身が作成し、2年間の学びをゼミ教員とともに整理・確認している。卒業時に配付し、本学の学習成果を就職先等、社会にわかりやすく提示している。この取組により、学習成果の学内外への表明は充実していると考えられる。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

- ・学則
- ・地域連携研究センター運営委員会規程

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

本学は、1946年6月の開設以来、地域に根ざした高等教育機関として、地域・社会貢献活動に継続的に取り組んでいる。この取組を一層充実させ、地域の諸機関との教育・研究ネットワークを確立することを目的として、2015年度に地域連携研究センターを設置し、同センターを拠点として、多様な教育・研究活動を展開している。地域連携研究センターの主な取組としては、地域課題の解決に資する研究プロジェクトの推進、地域の専門職や住民の学習ニーズに対応した公開講座・生涯学習事業の実施、地域・社会に向けた刊行物の発行、正課授業の地域開放や履修証明プログラムの提供などがある。これらの取組の成果や活動状況については、本学ウェブサイト等を通じて随時公表し、積極的な情報発信に努めている。

さらに、地域社会の活性化や地方創生を目指し、地元自治体、企業、教育機関、福祉団体、専門職団体等との連携を推進している。2026年3月末時点で、県内5自治体及び15団体等と包括的連携協定を締結しており、これらの連携を基盤として継続的に地域・社会貢献事業を展開している。2025年度は新たな包括的連携協定の締結には至らなかったが、既存の協定に基づく連携活動を継続するとともに、山梨県栄養士会と連携した共同研究に新たに着手した。また、公開講座は計12件を企画し、そのうち11件を実施した。加えて、前期2講座、後期2講座の履修証明プログラムを開講するとともに、夏季休暇期間中には教員免許法認定講習を実施した。さらに、秋季の文化祭(樹徳祭)に合わせてホームカミングデイを企画・実施し、卒業生と地域住民、教職員との交流の場を設けるとともに、学び直しの機会を提供した。加えて、10月からは管理栄養士国家試験対策講座を開講し、資格取得に向けた学修支援の充実を図った。

また、地域からの相談や要望を受け付ける体制として、「食と保育の相談窓口」を設けている。本相談窓口では、本学の教育・研究資源を活用し、食育、栄養、健康づくり、保育、子育て支援等に関する地域の相談や連携依頼に対応している。これにより、地域社会のニーズを把握し、公開講座、生涯学習事業、共同研究、連携事業等の企画・実施につなげている。さらに、教職員及び学生による地域・社会貢献活動として、自治体、関係団体、地域住民等からの依頼や連携事業に応じ、地域行事、健康づくり・食育関連事業、福祉・子育て支援関連事業等への協力を行っている。これらの活動は、地域社会への貢献であるとともに、学生が専門分野での学びを地域の実践場面で活かし、地域課題への理解を深める機会にもなっている。

これらの地域・社会貢献に関する取組については、地域連携研究センターを中心に、相談窓

口に寄せられた相談・依頼内容、公開講座、履修証明プログラム、共同研究、連携協定に基づく事業等の実施状況を年度ごとに整理し、活動実績、成果等を確認している。その結果は、次年度以降の事業計画、広報方法、実施体制の見直しに反映し、取組の改善につなげている。今後も、地域社会のニーズや課題を的確に把握し、それらに柔軟かつ迅速に対応する教育・研究活動を推進することで、地域の持続可能な発展に寄与していく。

前述のほか、地方公共団体や各種団体等からの要請に基づき、各種講座等へ教員を派遣している。

さらに、必修科目として配置する「社会人基礎力育成講座Ⅰ」「社会人基礎力育成講座Ⅱ」を通じて、第1年次は2か所以上・計8時間以上の地域ボランティア活動を、第2年次は食育推進ボランティア（1か所）を含む2か所以上・計8時間以上のボランティア活動を行うこととしており、これらを単位化している。

なお、これらの取組みについては、毎年度、地域連携研究センター運営委員会を中心に点検・見直しを実施しており、毎年開催している学外助言評価委員会において地域・社会貢献の取組みの報告を行い、地域の産業界や高等学校等関係者の意見を聴取している。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

公開講座については、地域ニーズと本学の教育・研究資源の双方を踏まえて内容や実施体制の見直しを進めているが、2025年度は学外からの参加申込がなく開催に至らなかった講座が1件あった。そのため、関連団体等と連携したニーズ把握の強化、より早期からの広報、参加しやすい申込方法の整備が課題である。また、樹徳祭では、ホームカミングデイ、公開講座、入試相談会等の複数行事が重なるため、それぞれの実施時期や時間帯の調整をより計画的に行う必要がある。加えて、地域連携事業、共同研究、公開講座、履修証明プログラム等の成果を地域社会に分かりやすく還元するため、本学ウェブサイトを中心とした情報発信の一層の充実を図る必要がある。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

2025年度の特記事項としては、山梨県栄養士会と連携した共同研究を新たに開始したことが挙げられる。今後は、山梨県栄養士会との連携実績を踏まえつつ、他団体との連携の可能性についても検討を進め、地域課題の解決に資する共同研究の展開を図る。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）
- ・自己点検・評価規程

・自己点検・評価委員会規程

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

自己点検・評価のための規程及び組織を本学は整備している。本学における内部質保証に関しては、自己点検・評価規程を策定し、自己点検・評価委員会を組織したうえで、内部質保証のための活動が展開されている。授業においては、授業担当者が授業評価アンケートを履修学生に対して行い、自己点検を行っている。各種委員会でも、点検項目を設定し、委員会開催時に自己点検を行っている。自己点検・評価の結果は2010年度以降、毎年「自己点検・評価報告書」にまとめられており、直近6年分をウェブサイトで公開している。

自己点検・評価委員会では、各科長、各部長、各種委員会委員長、事務局が所属しており、全教職員が参画する形式にて、各科、各委員会、事務局等の意見を集約している。また、全教職員が参加する拡大教授会兼合同会議で自己点検・評価の結果も確認しており、全教職員が自己点検・評価の取組みに参加している。

2016年度から学外助言評価委員会を設置し、本学の教育活動や自己点検・評価結果に対して第三者からの助言・評価を受けている。学外助言評価委員会は、高等学校関係者（甲府市立商業高等学校校長）を含む地域における各専門分野の有識者等で構成されている。

自己点検・評価を行うことにより各科や各委員会の課題が明確になり、より良い教育活動を目指して改善に取り組むことができる。また、自己点検・評価の結果を拡大教授会兼合同会議にて全教職員で共有し、次年度の教育課程の見直しを行うというPDCAサイクルが確立されている。PDCAサイクルには、第三者である学外の有識者や、直接の教育受益者である学生の意見聴取の機会が取り入れられており、改革・改善に活用されている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーと、教育課程編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシー、入学者受入れの方針であるアドミッション・ポリシーを一体的に作成のうえ、ディプロマ・ポリシーを達成するために各科・コースごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、構造的に教育課程を編成している。学習成果の測定のため、アセスメントプラン(学修成果の評価)を作成するとともに、アセスメントプランの各項目について、科内会議や各種委員会等、関連する部署で定期的に点検を行っている。

本学は、卒業時の質保証の取組みを PROPERTIES という取組名称で全学的に推進している。この取組みは、学習成果を学内(内部評価)と学外(外部評価)の両輪で評価するものである。従来の内部評価に外部評価を加えることで、学習成果をより客観的に評価でき、教育の質を保証している。各ディプロマ・ポリシーの達成度や免許・資格取得率、卒業生及び就職先アンケート調査等結果は科内会議で共有し、授業改善に役立てている。また、これらの結果は学外助言評価委員会にも報告し、評価、助言、点検を定期的に受けている。このように、学習成果の査定結果を踏まえて改善に取り組んでおり、教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルは有効に機能している。

本学では、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令のほか、栄養士、製菓衛生師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成に関わる関係法令を遵守している。法令や規則等について、文部科学省や厚生労働省からの通達、官報を適宜確認し、法令遵守に努めている。法令等の変更があれば、カリキュラム委員会を開催し、教育課程の適正化に取り組んでいる。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学は毎年度末に自己点検・評価を実施し、過去に認証評価を3回受審した。本学の自己点検・評価活動は、これまで計画(Plan)及び実行(Do)の段階に重点が置かれる傾向がみられた。今後は、点検・評価(Check)及び改善(Act)のプロセスを十分に機能させ、PDCAサイクルを有効に機能させながら、教育研究活動の質の向上に繋げていくことが課題である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

本学は教育の質保証に向けて、2016年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)テーマV 卒業時における質保証の取組の強化」に採択され、PROPERTIES という名称で今日まで継続して取り組んできた。その中で、総合的人間力の強化のためのボランティア活動の推進、専門的知識の学びを深めるための外部試験「専門的知識外部試験」の導入(栄養士コース:栄養士実力認定試験、パティシエコース:製菓衛生師国家試験、保育科:幼保採用模擬試験)、専門的な実践力を育成するための「専門的実践力外部試験」を取り入れており、これらは他の短期大学にない本学独自の特徴的な取組みである。学外助言評価委員会の意見聴取を行いながら、引き続きこれらに取り組む、学生の学びの質を高めていきたい。

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

2020年に受審した認証評価に当たり、本学は、基準Iに関する今後の課題を以下のように述べた。

本学では、建学の精神を確立し、本学の特色ある取組である「木犀の会」をはじめ、さまざまな方法を通して、学内外に表明している。今後も学生への一層の浸透を図りたい。地域に根差す高等教育機関として地域・社会貢献を本学の使命と捉え、長年にわたって取り組んできた。想定外の危機も起こりうる今日、本学が有する専門性を生かしつつ、地域連携、地域貢献のさらなる充実を図っていきたい。

建学の精神に基づいた教育理念、教育理念に基づいた教育目標、教育目標に基づいたディプロマ・ポリシー(学習成果)、さらには、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの一体的策定、これら三つの方針を軸とした教育活動とその改善への取組は、本学の誇るところであり今後も引き続き維持していきたい。

本学では、文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)テーマV 卒業時における質保証の取組の強化」(補助期間:2016年度~2019年度)の採択を受けて、「学習成果を学内・学外の両輪で評価する仕組み」の開発・整備に全学的に取り組んできた。補助期間終了後もこの仕組みを大切に維持し、教育の質の保証に真摯に取り組んでいきたい。

これらの点について、地域における専門職養成という本学のミッションの達成に向け、引き続き教育の質保証に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の認証評価後も学外助言評価委員会の提案をいただき、学習の質を保証する「学習成果証明書」を修正してきた。今後も本学独自の PROPERTIES の取組みを大切に、改善を加えながら教育の質を高めていきたい。

また、全教職員が自己点検・評価の活動に参画し、PDCAサイクルに則り内部質保証に取り組まなければならない。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修規程
- ・学生便覧
- ・シラバス
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

＜現状＞

学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーは、各科・コースごとに12の「卒業までに身に付けさせたい力」を定めており、これを学習成果としている。このディプロマ・ポリシーを達成するために、各科・コースごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）を策定し、構造的に教育課程を編成している。

卒業の要件は、学則に明記し、ガイダンス等でも学生に周知している。卒業要件として、GPAの基準を明記しており、GPAは授業科目を履修するための成績水準としても利用している。

単位の実質化については「履修規程」に明示している。年間に履修できる単位の上限を定め（ただし、資格及び免許の取得を希望する者、再履修者を除く）、学生の成績状況にあわせて柔軟に対応し、成績優秀者（全成績がA以上）にはこの緩和を行っている。成績評価については、試験規程を定め、厳格に実施している。

単位授与、卒業認定や学位授与の適切な運用については、カリキュラム委員会や各科の科内会議、学外助言評価委員会等において点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

＜現状＞

教育課程は短期大学設置基準及び各種省令（栄養士法、製菓衛生師法及び同法施行規則、児童福祉法、教育免許法）にのっとり、体系的に編成している。各科・コースのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を本学では「学習成果」と捉えており、カリキュラム・

ポリシー（教育課程編成・実施の方針）のもと構造的な教育課程を編成している。図式化した履修系統図（カリキュラム・マップ）を作成しており、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

教育課程への教員配置については、短期大学設置基準及び各種資格に基づく養成課程の開設に必要な各種省令に従い、教員の資格・業績を基に、科目適合性を担保するよう努めている。各授業科目のシラバスには、履修系統図番号、学習成果に対応した到達目標、授業概要、学習内容、学習のポイント（事前・事後の学習を含む）、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、履修条件を明記している。シラバスは電子化により、学修支援システム（LMS）「WebClass」で学生に周知するとともに、本学ウェブサイトで学内外に明確に表明している。毎年2月には、FD活動の一環としてシラバスの記載内容が適正であるかどうかを全教員で相互にチェックする機会を設けている。また、複数の担当者で授業を行う場合（オムニバス授業など）は、授業内容について担当者間での意思の疎通を図り、協力・調整を行っている。

本学では毎年、全授業科目に対する授業評価を行っている。教員は授業評価アンケートの結果をもとに授業改善案を作成のうえ自己点検・評価委員会に提出し、次年度の授業改善に活用している。2024年度から授業の間でも授業評価アンケートを実施し、授業後半での改善に活用している。また、学生参画による授業改善FD研修会を開催し、授業改善への教員の取り組みの紹介やそれらに対する学生の意見が直接提示できる場を設け、学生から直接に聴取を行っている。教育課程の点検や見直しは、カリキュラム委員会、教務部、各科の科内会議等で定期的に行っている。また、年2回開催される学外助言評価委員会においても意見聴取を行うほか、非常勤講師の方々にも学期末に教育課程編成等に関する意見聴取を行い、教育改善に役立っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

教育課程は短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう体系的に編成している。本学は幅広い視野と見識、豊かな感性、知的好奇心や探究心を涵養し、深い知性を備えた専門職者を養成すべく、教養教育には、「人文・社会科学系分野」、「芸術・健康科学系分野」、「情報・自然科学系分野」の区分を設け、これら3領域にまたがる履修を必須としている。さらに、2023年度から、「情報処理演習」「卒業演習Ⅰ」「社会人基礎力育成講座Ⅰ」の3科目で構成する数理・データサイエンス・AI教育プログラムとして「DAILIES (Data science and AI Literacy for Excellent Specialists)」を導入し、実践している。「DAILIES」は、2024年5月に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」認定制度への申請を行い、同年8月に認定されている。「DAILEIS」については、カリキュラム委員会の中にDAILIES専門委員会を設け、授業運営、成績評価・管理、授業評価等を行い、実施体制が確立している。

教養教育と専門教育との関連については、カリキュラム・マップ（履修系統図）で明確に示している。

本学が取り組んでいる「PROPERTIES」は12のディプロマ・ポリシーを3つの要素、すなわち、「専門的知識」「専門的実践力」「総合的人間力」に分け、それぞれ内部評価と外部評価を行っている。「専門的知識」及び「専門的実践力」はディプロマ・ポリシーの5～12に体操する専門教育科目の成績評価（GPA）が内部評価の指標になっており、一方、「総合的人間力」はディプロマ・ポリシーの1～4に対応する教養教育科目の成績評価（GPA）となっており、教養教育と専門教育の関連が明確になっている。また、教養科目については「入学時意識調査」や「卒業時満足度調査」においても学修成果を確認している。このように、教養教育の効果を測定・評価し、カリキュラム委員会、教務部を中心に、定期的な点検や見直しを行って充実を

図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<現状>

本学では、栄養士、製菓衛生師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等、専門職養成の教育課程が明確になっている。厚生労働省、文部科学省の定める資格・免許の取得要件やコア・カリキュラム等を参照し、教育科目を適切に配置しており、職業教育の方針が明確になっている。

食物栄養科の栄養士養成においては、栄養士養成の基準 50 単位に加えて、校外での実習（1 単位）、学内での調理実習（1 単位）を設け、52 単位を必須として、職業教育の強化を図っている。製菓衛生師養成においても、製菓衛生師国家試験受験要件科目に加えて、より専門性の強化を図るため、製菓特別実習（1 単位）、スイーツショップ実習（1 単位）を必須としている。保育科における保育士養成においては、将来を見据えた学びができるように多岐にわたる選択必修科目を配置している。幼稚園教諭の養成においても、大学が独自に設定する科目において、音楽と図画工作を必須としている。また、教養教育に位置づく「社会人基礎力育成講座」においてはキャリア学習を取り入れ、卒業生を招いた講演を実施し、仕事に対する目的意識や使命感等の育成を行っており、職業教育の充実を図っている。さらに、本学独自の取組みである PROPERTIES では「専門的実践力外部試験」を導入し、各資格のそれぞれの専門家に実際に評価を受ける試験を行っており、職業教育の実施体制が確立している。

職業教育の効果測定・評価については、上記の「専門的実践力外部試験」のほか、資格取得に必要な専門教育科目の GPA を算出し、学修成果を確認している。また、授業評価アンケートを実施し、授業改善に取り組んでいる。学外実習（校外実習）についても、実習時の様子や成績状況を科内で共有し、効果測定や評価、授業改善に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーを相互に関連付け一貫した教育課程を構築し、その点検を定期的に行い、引き続き教育活動に取り組む。また、学外助言評価委員会や「専門的実践力外部試験」時の学部評価結果、学外での実習時の評価等をもとに改善に取り組み、職業教育の充実に努める。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学では、学生個々に学習成果を「学修成果報告書」としてまとめている。この報告書は成績状況とともに学生自身がゼミでの学修内容やボランティア活動の状況等を入力して作り上げるもので、学修の成果を把握できるものとなっている。また、学修成果を社会にわかりやすく発信することにも役立っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標

- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修規程
- ・試験規程
- ・学生便覧
- ・シラバス
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）

[区分 基準Ⅱ-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

<現状>

本学ではディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）を各科・コースの学修成果と捉えており、学修成果に具体性がある。栄養士資格、製菓衛生師免許証、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の各資格の取得率は高く、2年間という一定期間内で取得が可能となっている。

アセスメントプラン（学修成果の評価）を作成しており、学生の学修成果を評価している。アセスメントプランは、授業科目レベル、教育課程レベル、機関レベルで設定し、成績評価、授業評価アンケート、GPAによる「ディプロマ・ポリシー」の達成状況、資格・免許取得状況、専門的知識外部試験、専門的実践力外部試験、学修時間調査、学修行動調査、就職率等、測定可能な方法で実施している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<現状>

各授業科目の学修成果は、各科・コースのディプロマ・ポリシーに対応している。全ての授業科目には履修系統図番号が付され、ディプロマ・ポリシーとの関連が明確になっている。シラバスには成績評価基準が示され、授業内の小テストやレポート、学期末の定期試験やレポート等を通じて、学修成果の獲得状況を適切に評価している。成績状況は各科・コースで一覧表にまとめられ、科内会議でその情報を共有するとともに、成績評価の厳格化に基づく教育の質の保証を推進している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<現状>

学修成果の評価については、アセスメントプラン（学修成果の評価）を定めている。アセスメントプランは、「授業科目レベル」「教育課程レベル」「機関レベル」の3つからなり、ディプロマ・ポリシーに定めた「卒業までに身に付けさせたい力」を学生が獲得したかを評価する目的で設定している。学習成果の評価に、GPA分布、単位修得状況、学位授与数、資格・免許取得状況等を活用している。また、授業評価アンケート、入学時意識調査、学修時間調査、学修行動調査、卒業時満足度調査、卒業生アンケート、就職先アンケート、進学率、休学・退学

率、卒業率、就職率等、専門的知識外部試験、専門的実践力外部試験、ボランティア活動の状況等、量的・質的データを用いて測定する仕組みを整えている。学生の卒業後評価については、3年サイクルで各科・コースごとに行っており、2025年度は保育科卒業生を対象に卒業生調査と就職先調査を実施した。また、2025年度より、文部科学省の「全国学生調査」にも参加して学生目線からの大学教育や学びの実態把握を行っている。

測定した結果は全教員で情報共有し、カリキュラム委員会や各科の科内会議において、学修成果の点検に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<現状>

学修成果の獲得状況は、学修支援システム（LMS）「WebClass」において、学修ポートフォリオを用いて可視化している。学生は、学修ポートフォリオを毎学期のはじめにゼミ教員とともに確認し、自分が獲得した学修成果を自覚できるようにしている。

個々の学生の学修成果は、学修ポートフォリオをもとに作成した「学修成果証明書」で公表している。この証明書は本学独自の取り組みである PROPERTIES の中で、学修成果の獲得状況を社会にわかりやすく示すためのツールとして作成したものである。授業の成績状況である内部評価と専門的実践力外部試験等の外部評価を基に視覚的に示しており、2年間の学修成果が一目でわかるものとなっている。学生には卒業時に紙面で2部配布し、うち1部を就職先に提出するよう指導して、学修成果の獲得状況の公表に努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

本年度から始まった「全国学生調査」に本学も参加した。この調査は、学修者本位の教育への転換を目指す取り組みの一環として実施されたものである。本学の結果を分析し、学生の実態や意識を確認するとともに、分野の近い他の短期大学との比較分析を踏まえて教育改善に活用していきたい。

本学は、PROPERTIES の取り組みを始めた時、全学生にタブレット端末（iPad）の貸与を行い、主体的な学びの促進、学修時間の増加に取り組んできた。2023年度からは希望者のみタブレットを貸与し、BYODの推進を図った。2026年度からは一層BYODを推進する。したがって、授業の資料提供や課題提出等はデータでのやり取りが中心になっていくことが予想される。BYODの学修成果についての確認が今後の課題といえる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

本学は、2009年の山梨県・山梨学院大学・山梨学院短期大学の「健康・栄養・食育」に関する連携協定を締結してから、企業やNPO法人等産官学連携に積極的に取り組み、地域課題解決型学習を行ってきた。学生が社会の課題に向き合い、関係者と関わりあいながら主体的に学び、成果物の提供等を行ってきた。地域関係者からは高い評価を得ている。2025年度は山梨県（食育ボランティア、やまなレジビエ）、山梨市（朝食レシピ）、山梨中央銀行（ドリームケーキプロジェクト）、社会福祉協議会（地域貢献活動）、協会けんぽ山梨支部（健康に役立つ献立）、甲州元気村（天空かぼちゃ祭り）、でんぷんルルパ（腎臓病予防レシピ）、やまびこの会（I型糖尿病サマーキャンプ）、山梨県パン共同組合（パンレシピの開発）、山梨県青少年協会（クラフトワークショップ・フェスティバル）、ザクロ果実栽培・利用研究会（ザクロレシピ）の11件の連携事業に取り組んだ。今後も地域との連携を継続し、教育と地域貢献を両立させた取り組みを学生に提供していきたい。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・入学者選抜規程
- ・入学試験委員会規程
- ・学生募集要項
- ・ウェブサイト

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<現状>

本学では、アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）に対応した入学者選抜を行っている。

入学者選抜の方法は多岐にわたり、それぞれ、高大接続の観点から、学力の3要素との関係を明確化している。本学における入学者選抜の種別は、学校推薦型選抜、一般選抜（学力試験）、総合型選抜のほか、総合型選抜の類型として、社会人、大学中退者、帰国子女、外国人留学生、自立支援等、受験生の多様性に応じた選抜区分も用意している。このような多岐にわたる選抜方法で本学に入学した学生の学修成果の獲得状況は、毎年度実施される「入学者追跡調査」で確認している。

入学者選抜の実施においては、入学者選抜規程、入学試験委員会規程等の規程を整備し、厳格かつ公正な選抜を実施している。入学試験委員会は、学長を委員長、各科長を副委員長とし、各科から委員を選出のうえ、ほか入試専門職員であるアドミッション・オフィサー（AO）を配置して、学長を中心とした責任体制を明確にしている。

入学後の学修環境への取組みがスムーズになるよう、各科の専門性につなげた入学前学習を行い、入学当初の行事案内などの文書とともに送付している。本学ウェブサイトに「入学前学習特設ページ」を作り、入学前学習の一部をオンラインで活用可能な体制を整えるなど、入学予定者がより使いやすいよう工夫した。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<現状>

入学者受入れの方針であるアドミッション・ポリシー、入学試験の選抜区分ごとの募集定員や、学費その他の入学に必要な経費は、入学者選抜要項に明示され、ウェブサイトで公表して

いる。このほか、2025年度から、それまで公表していた過去10年間の入学者の推移、過去5年間の出身都道府県別入学者数に加え、当年度入学者に係る選抜の実施状況、学力検査等の内容や試験問題（試験問題、解答又は解答例、出題意図）、合否判定の方法及び基準に関する情報について、ウェブサイトで公表している。

入試に関する問い合わせには入試専門職員（Admissions Officer（アドミッション・オフィサー）：A0）や教職員が適切に対応している。また、オープンキャンパス、進学相談会などでも個別相談に応じている。ウェブサイトなどからの申込や質問にも随時対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

基礎的な学力や基本的な生活態度は調査書で、自己を表現する力は自己表現文で、専門分野への関心や主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度は面接で確認している。アドミッション・ポリシーと入学者選抜の方法については、その対応を明確に定義し、ウェブサイトにて公表している。2025年度入学試験では、総合型選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）、学校推薦型選抜（指定校）の選抜方法について、試験内容を精査した上で、新たな試験区分として導入し実施した。2025年度新規導入の試験区分に多くの志願者が移行したことから、次年度（2026年度）では、志願者が激減した試験区分の自己表現文について、一部の試験区分で使用する以外は、志願者が受けやすい小論文試験に変更する。さらに、2026年度実施の入学者選抜に向けて、入試区分及びそれぞれの区分における試験の実施内容、評価基準についての見直しを、各教科内会議・入試委員会での議論をもとに行う。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

2025年4月の改正私立学校法の施行に伴い、入学試験に係る情報の公表の義務化に対応した各試験区分の採点基準の整備を行った。これに伴い、提出書類の事前審査及び採点基準の厳格化を実施した。これらの入学者選抜の実施の再整備は、学長が委員長を務める入学試験委員会の主導のもと行った。

また、専任のアドミッション・オフィサー（A0）を任命し、アドミッション・オフィサーを中心とした事務局の教務・入試チームと入学試験委員会の若手教員で入試広報戦略を練り実行するなど、教職協働をめざしたアドミッション・オフィサーの有機的運用を行った。

入学後の学習環境への取組みがスムーズになるよう、各科の専門性につなげた入学前学習を行い、入学当初の行事案内などの文書とともに送付している。本学ウェブサイトにて「入学前学習特設ページ」を作り、入学前学習の一部をオンラインで活用可能な体制を整えるなど、入学予定者がより使いやすいよう工夫した。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- ・学則
- ・学生便覧
- ・シラバス
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）
- ・入学前学習プリント
- ・履修ガイダンス資料
- ・ボランティア・パスポート

- ・進路一覧表
- ・学生チャレンジ制度資料
- ・新入生オリエンテーションセミナー資料

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

本学では、入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。入学式の案内、入学に際してのお知らせ、新入生ガイダンス日程等の必要書類を送付している。また、BYOD推進のための関連資料も送付している。アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）に対応した入学前学習を課し、入学した後の授業との接続を図っている。

入学後、学修活動や学生生活についての情報を得られるよう、新入生ガイダンスを2日間にわたり入念に行っている。加えて、1年生前期の「基礎演習」でも、学生が学修や生活環境を構築していけるよう、また専門的学習への関心や意欲を高めていけるよう、さまざまな取組みを行っている。卒業要件授業科目「社会人基礎力育成講座」では、「新入生オリエンテーションセミナー」を設定し、学生生活のためのオリエンテーションの機会を設けている。「新入生オリエンテーションセミナー」は、ゼミ学生・教員間の交流を促すワークや学内諸施設を巡る半日の「学内ツアー」を学科ごと実施している。さらに本学2年生を中心とするSA（Student Assistant）が、在学生の立場から、「オリエンテーションセミナー」や「基礎演習」等の機会に学生生活への適応についての相談に応じる支援体制を設けている。

入学後のガイダンスでは、学習の動機づけのために学習の方法や科目の選択に焦点を当てている。資格や免許の取得に必要な授業科目の履修、卒業に必要な科目の履修、選択科目の履修等、教務担当の教員が丁寧に履修指導を行っている。あわせて、事務職員により学校生活に必要な諸手続きの方法や施設の使い方等の説明も行われている。

学修成果獲得に向けて、学生便覧や学習支援のための印刷物はWebClassに資料掲載を行っている。ガイダンスでは実際に自分のPCを開いて、それらについて確認している。

学生に対する履修や卒業に至る指導・支援は、第1年次の前期は基礎演習担当教員、第1年次の後期から第2年次の前期及び後期は、卒業演習担当教員が行っている。履修や卒業に至る指導だけでなく、学修全般の支援、就職支援、学校生活に関する悩み事相談等、学生を取り巻く様々な問題への支援体制を整えている。また、悩み事によっては、学生相談室のカウンセラーに相談ができるよう橋渡しを行っている。

学力が不足する学生に対しては補習授業等の取組みを行っている。一般常識、教養に関する基礎的な知識の学修として、「自学自習システム」を用いた学修を行っている。食物栄養科では、「基礎演習」で化学や数学、国語にかかわる基礎学力の学修、「栄養士特講Ⅰ・Ⅱ」又は「製菓衛生師特講Ⅰ・Ⅱ」では、専門的知識の定着に取り組んでいる。保育科においても、保育士・幼稚園教諭に必要な基礎的知識の定着を目指して、オムニバス形式で補講を実施している。一方、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援にも取り組んでいる。学習意欲の高い学生に対する支援としては、「山梨学院短期大学学生チャレンジ制度」を設けており、学生の主体的な学びに経済的援助を行っている。学習意欲が高く、進学を希望する学生には、食物栄養科では編入指導、保育科では「4年一貫教育プログラム」を用意し、専攻科への進学希望を支援している。

大学と共有している総合図書館には、専門職員が常勤し、学生の学修向上のための支援を行っている。新入生には入学後、図書館職員による「図書館の利用について」の説明会を開催している。定期試験等の学校行事に合わせて、開館時間も延長されている。

学生の海外への派遣（長期・短期）は、資格取得を伴う専門職養成課程に必須となる学外での実習等との時期の競合もあるため、特に行っていない。

学修成果の獲得状況については、アセスメントプランに示した通りの量的・質的データに基づき学習支援を行っている。各学期の初めには、学生はゼミ担当教員とともに、前学期の成績データ（GPA）と授業外学修時間に基づいて個別面談で指導助言を行う機会を設けている。その際には、今学期の目標設定も同時に行い、学習の明確化を行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<現状>

学生の生活支援のための教職員の組織が整備されている。具体的には、学生総合支援委員会、自立支援委員会、就職・キャリア支援委員会、学外実習委員会等が整備されている。各科の月例の科内会議では、「学生の動向及びその支援について」が定例の議題として挙げられ、授業への出席状況等から支援を要する学生の状況把握や支援の経過、今後の支援についての検討がなされている。天災等を想定の上安全・安心な学生生活へ向けて、年1回の全学的な避難訓練及び安否確認訓練を実施している。

課外活動については、本学学友会が中心となって、新入生歓迎イベントや樹徳祭（学園祭）等における学生の自発的なクラブ・サークル活動の振興に取り組んでいる。

学生のキャンパス・アメニティについては、学生食堂（ターコイズブルー、プルシアンブルー）、Student Lounge Y、丸善キャンパスショップ等、学生の食事や生活空間、憩いの場を用意している。宿舎が必要な学生の支援については、事務局窓口で近隣の不動産斡旋会社を紹介するなど相談に応じている。

本学は最寄り駅である JR 中央線「酒折」駅より徒歩2分の好立地にある。また、県内の路線バスや新宿駅発の高速バスも山梨学院大前で下車できる。学校の周辺には学生専用の自動車の駐車場、駐輪場を完備している。経済的支援については、本学事務局が窓口となり、高等教育の修学支援新制度をはじめとする各種奨学制度の情報提供や申請に係る手続を行うとともに、学生等からの個別相談に応じている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、大学との共同設置で、保健管理室や学生相談室を設置している。保健管理室では、怪我や病気の一次対応、健康診断、各種測定、病院紹介、体調不良時の休息、健康診断証明書発行等を行っている。学生相談室は、メンタルヘルスやカウンセリングを担い、学業、人間関係、心の健康等様々な学生の悩みや不安に、臨床心理士が対応している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、随時ゼミ担当教員が聴取するよう努めている。毎年9月には学生参画の自己点検・評価委員会を開催し、施設・設備を含む学校生活への要望、学修に関する要望を聴取している。

社会人学生の学修支援体制については、各科の科内会議で学修状況を共有し、ゼミ担当教員が中心となってきめ細やかに支援するとともに科全体でサポートする体制で臨んでいる。

障がい者への支援体制については、「障がいのある学生の支援に関する基本方針」「障がい学生支援規程」を定めている。改正障害者差別解消法の公布に伴い整備された合理的配慮については、規程等をウェブサイト上に公開し、学生にもガイダンスなどで周知している。実際の合理的配慮としては、申請に合わせて継続して実施している。学生との定期的な面談を実施し、配慮内容の確認、見直し・修正を行い、学生総合支援委員会及び学長、各科長、教務部長の確認の上、非常勤講師を含む授業担当教員へ周知している。

長期履修生の受け入れについては、「山梨学院短期大学長期履修学生規程」を整備しているが、これまで利用した学生はいない。

本学は学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に積極的に取り組むとともに、評価している。卒業要件授業科目の「社会人基礎力育成講座Ⅰ」「社会人基礎力育成講座Ⅱ」では、地域ボランティア・食育推進ボランティアを必須とし全ての学生が取り組ん

でいる。本学独自の取組みである PROPERTIES は、「総合的人間力」「専門的知識」「専門的実践力」の3つの柱を立てており、このうちの「総合的人間力」の外部評価の指標にボランティア活動をあてている。また、卒業演習で行われている地域課題解決型学習（Project Based Learning ; PBL）は、学生が地域の課題に触れその解決に向けて調査研究に取り組んでおり、地域からも高い評価を得ている。2025 年度は PBL 学習のための連携件数が 11 件にも及んだ。今後も学生の学習成果の獲得に向け、積極的に取り組んでいきたい。正課又は課外活動で特に優れた実績をあげた学生には「山梨学院短期大学スチューデント オブ ザ イヤー賞」を授与し、その活動を評価している。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<現状>

就職支援のための教職員の組織として、7名、担当職員1名の計8名からなる就職・キャリア支援委員会が組織され、教職員の連携により支援活動が行われている。学生の就職活動等への支援に対して十分な人員のため、大きなトラブルもなく支援活動が行われている。多くの学生が事務局内の就職相談窓口と「学生・就職キャリア支援室」に訪れており、就職支援が行われている。就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、就職・キャリア支援委員会にて就職模擬試験や実力養成試験の実施、作文及び面接試験対策の全体指導と個人指導を行っている。学科又は専攻課程ごとの卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用することについては、各学科で実施している就職・就職・キャリア講座において学生は現状における就職状況の具体的な数値や試験の内容を把握している。個人相談では、地域別の求人状況の分析結果を知ること、学生は就職活動に役立てている。進学、留学に対する支援について、進学・留学に関する支援は、ゼミ担当教員及び就職・キャリア支援委員会委員の連携で行っている。食物栄養科栄養士コースでは、4年制大学への編入を希望する学生を対象とした編入対策講座を開講している。保育科では、専攻科進学を希望する学生を対象に4年一貫教育プログラムを開講し、短大と専攻科の専門性を連続的に発展させ、4年間の学びを最大化するよう努めている。また、専攻科及び保育科において、公務員保育士を希望する学生を対象に、説明会や試験対策講座、個人面接対策指導などを実施している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

入学者選抜においては、社会の変化に伴い、高校生や社会人の入試へのニーズも多様化することが予想される。それぞれの試験区分で受験してきた一人一人の学生に対し丁寧に対応できる体制をより充実させていきたい。特に、自立支援入試によって入学した学生、並びに何らかの理由で合理的配慮を希望する学生を早期に情報をキャッチし、迅速かつ適切に指導できるように取り組みたい。

学生支援においては、十分な人員が割かれており、大きな問題もなく支援活動が行われている。

就職・キャリア支援について、学生の就職・キャリア支援に対して十分な人員が割かれており、大きな問題もなく支援活動が行われている。施設の利用に関しては、多くの学生が事務局内の就職相談窓口と「学生・就職キャリア支援室」に訪れており、就職支援が行われている。就職模擬試験と実力養成試験については、希望する学生に対して適宜実施されている。作文及び面接試験対策は「就職・キャリア講座」で全体指導が行われている。就職・キャリア講座において学生は、現状における就職状況の具体的な数値や試験の内容を把握している。個人相談では、地域別の求人状況の分析結果を知ること、学生は就職活動に役立てている。

2025（令和7）年度は、食物栄養科栄養士コースにおいて4年制大学への編入を希望する学

生5名を対象として編入対策講座が行われ、進学の実援が実施された。その結果、3名が管理栄養士養成課程を擁する大学の学部への第3年次編入学を果たした。保育科では、4年一貫教育プログラムを経て27名が専攻科へ進学した。また、専攻科および保育科からは16名が公務員保育士として、専攻科からは11名が公務員小学校教諭として、就職が決定した。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

入学者選抜においては、社会の変化に伴い、高校生や社会人の入試へのニーズも多様化することが予想される。それぞれの試験区分で受験してきた一人一人の学生に対し丁寧に対応できる体制をより充実させていきたい。特に、自立支援入試によって入学した学生、並びに何らかの理由で合理的配慮を希望する学生を早期に情報をキャッチし、迅速かつ適切に指導できるように取り組みたい。

学生支援においては、現状の組織体制にて十分な支援が行われている。今後も同様な方法で学生支援活動を行い、現状の高い就職率の維持に努めていく。

就職・キャリア支援においても、現状の組織体制にて十分な支援が行われている。今後も同様な方法で学生の就職支援活動を行い、現状の高い就職率の維持に努めていく。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

- ① 前回の認証評価受審時の自己点検・評価報告書で、本学は、基準Ⅱ-A（教育）に関する今後の課題を以下のように述べた。

本学では、3つのポリシー及び学習成果を明確に示し、その点検を定期的に行うとともに、それらに基づいて教育活動を展開している。また、教養教育・職業教育の充実に努めている。今後も継続してこれらに取り組んでいきたい。

これらの点については、本年度も3つのポリシーに基づき教育活動が展開でき、教養教育や職業教育の充実に努めた。今後も継続して取り組んでいきたい。学修成果の獲得に向けては、教育資源である学修支援システム（LMS）「WebClass」を活用しながら学習支援を円滑に行っていききたい。なお、2024年度は「DAILIES」と称する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定申請を行い認定され、2025年度もこの取組みを継続している。

- ② 基準Ⅱ-B（学生支援）については、前回認証評価受審時の自己点検・評価報告書で、以下のように今後の課題を述べた。

本学では、学修成果の獲得に向けて、教育資源を有効に活用し、組織的な学修支援、生活支援、進路支援を行っており、今後も一層の充実に努めていきたい。特に、今後は社会の変化に伴い、学生ニーズも多様化することが予想される。一人一人の学生ニーズに対し丁寧に対応できる体制をより充実させていきたい。

これらの点についても、学生が本学での学びを継続できるよう、様々な経済的支援、心身の健康に関する支援を行った。UPI（University Personality Inventory：入学時スクリーニング）調査結果を基にしたFD・SD研修会を実施し、学生の心の支援についても学生相談室と連携しながら丁寧な支援を行っている。学園祭（樹徳祭）では、学友会執行部が中心となって系

列大学と連携し、本学からも多くのクラブ・サークル、ゼミが積極的に参加した。今年度、留学生は在籍していないが、留学生の受け入れ体制や留学に関する情報提供ができるように準備している。また、合理的配慮に関する手続きを迅速かつ適切に実施できるよう取り組んでいる。今後も、一人一人の学生ニーズに対して教員が丁寧に対応する体制を充実させていきたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本年度から入試改革に取り組み、総合型入試の導入、指定校入試の導入等を行った。今後はますます学生ニーズが多様化する。一人一人の学生ニーズに対して教員が丁寧に対応することが求められる。科内会議においては、学生の動向を今まで以上に情報共有し、全学的にサポートするよう取り組んでいきたい。本年度から参加した「全国学生調査」のデータを分析し、他校との比較で本学の特徴を明らかにし、改善が必要な場合は教務部又は学生部が中心に解決に向けての改善案を検討していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- ・ 学生便覧
- ・ 本学ウェブサイト「教員プロフィール」
- ・ 山梨学院短期大学専任教員配置表（短期大学設置基準・教職課程・養成施設基準）
- ・ 山梨学院短期大学研究紀要
- ・ 外部研究資金獲得状況一覧表
- ・ 各種規程（研究、SD・FD、就業、教職員任用等）
- ・ 山梨学院短期大学公務分掌一覧表

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<現状>

短期大学及び学科・専攻科の教員組織については、短期大学設置基準、資格免許に関わる厚生労働省及び文部科学省の基準に従い編成している。非常勤教員の採用については短期大学設置基準や教職課程、養成施設基準の規定を順守して、学位や研究業績、経歴等、教育課程編成・実施の方針に基づき適切に配置している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、指導補助者を配置している。指導補助者としては、食物栄養科栄養士コースの教育の充実を図るため、厚生労働省の栄養士養成施設設置基準に基づいた3名の専任助手を配置している。また、食物栄養科パティシエコースにも1名の専任助手を配置して、効果的な教育活動を行っている。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、製作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらは本学ウェブサイトの「教員プロフィール」で公表されている。カリキュラム・ポリシーに基づいて配置された専任教員は、研究室や研究日、研究費が確保されている。

教員組織の概要（2025年5月1日現在）

学科等名	教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養科	5	2	3	0	10	5		2	4	18	家政関係
保育科	5	6	8	0	19	10		3	0	23	教育学・保育関係
(小計)	10	8	11	0	29	15		5	4	41	
[その他の組織等]	0	0	0	0	0	—			—	—	一般教育科目等
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕							4	2			
(合計)	10	8	11	0	29		19	7	4	41	

短期大学設置基準の改正を踏まえた基幹教員制度への対応については、学則上はこれまでどおり「教員組織」「事務組織」の名称のままとしつつ、教員組織については改正短期大学設置基準という基幹教員制度への適合性を確認のうえで教職協働を实践する本短期大学の組織全体を教育研究実施組織としてとらえ、運用している。

各科の短期大学設置基準（基幹教員制度）への適合状況は、以下のとおりである。

【食物栄養科】

(人)

区 分	教 授	准教授	講 師	助 教	計	助 手
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4	2	2	0	8	-
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1	0	1	0	2	
小計（a～b）	5	2	3	0	10	
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
小計（c～d）	0	0	0	0	0	
計	5	2	3	0	10	4

【保 育 科】

(人)

区 分	教 授	准教授	講 師	助 教	計	助 手
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3	6	8	0	17	-
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	2	0	0	0	2	
小計（a～b）	5	6	8	0	19	
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
小計（c～d）	0	0	0	0	0	
計	5	6	8	0	19	0

【専攻科保育専攻】

(人)

区 分	教 授	准教授	講 師	助 教	計	助 手
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	【3】	【4】	【2】	0	【11】	-
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	【2】	【0】	【2】	0	【2】	
小計（a～b）	【5】	【4】	【2】	0	【11】	
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a, b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	
小計（c～d）	0	0	0	0	0	
計	【5】	【4】	【2】	0	【11】	0

(注) 【 】内は、保育科所属教員が兼ねる数で内数

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

＜現状＞

専任教員の研究活動については、論文発表、学会活動等により、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて配置された授業科目の研究活動を行っている。教員の研究活動の成果は、「教員プロフィール」で公表されている。専任教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得し、研究活動に取り組んでいる。専任教員の研究活動については、「組換えDNA実験規程」「人を対象とする研究」倫理規程」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等を整備し、研究環境の整備に努めている。また、「研究倫理規程」や「研究倫理委員会規程」を整備している。毎年年度初めには研究倫理の保持、研究費の適正な運営・管理等の研究倫理に関するFD研修会を開催している。

研究成果を発表する機会の一つとして、毎年研究紀要を発行している。また、研究室や研究日、研究費が確保され、教育・研究に専念できる環境が整えられている。

専任教員・基幹教員の国際学会等への参加や調査・研究のための海外出張に関する規程を整備し、研究活動を支援している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

＜現状＞

学習成果の獲得が向上するよう短期大学に事務局を置き、本務事務職員10人を配置している。事務職員は、事務をつかさどる専門的な機能を有している。カリキュラム運営や成績等のデータ管理、学生のような相談に対する窓口対応、入試・広報、会計、備品管理等をそれぞれ担当している。教務を担当するカリキュラム・コーディネーター、入試を担当するアドミッション・オフィサーを置き、それぞれがその任を果たしている。

事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。事務局員は長期にわたり同

一業務を担当することが多く、さまざまな経験を積み、その専門的能力を高めている。担当分野に関する学外の研修にも積極的に参加している。また、SD活動を定期的実施し、職務能力の向上に努めている。事務職員と事務局を総括する次長は、たびたび個別面談が行われ、課題があれば共有し、問題事案には早期に対応が行われている。

事務等関係諸規程が整備され、職制及び職務が明確になっている。事務部署の施設には、事務室、スタッフルーム、資料室等があり、事務職員一人一台のパソコンが配備されている。事務局では毎日朝礼を実施しており、日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。学生の個人情報については「学籍カード」で整理し、支援に生かせるようにしている。学籍簿、成績記録等については「山梨学院文書取扱規程」に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<現状>

教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。教育研究活動等に係る責任の所在に関しては、学則及び山梨学院短期大学の組織及び分掌に関する規程に基づき責任体制を明確化している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<現状>

FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) とともに必要となる規程が整備され、根拠規程に基づき、教員のFD研修会、学生参画による授業評価に基づいた授業改善、入学時意識調査・在学時調査・卒業時満足度調査等を実施している。

また、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき配置する指導補助者としては、食物栄養科栄養士コースに厚生労働省の栄養士養成施設設置基準に基づいた3名の専任助手を配置するほか、食物栄養科パーティシエコースにも1名の専任助手を配置しているが、これら指導補助者の取扱いは雇用契約上においては学則等に基づき職員としているものの、研修に関しては教員と同等と取扱うこととしてFDやSDに係る規程を整備している。これら規程に基づき、指導補助者の研修も教員に準じて適切に実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<現状>

就業管理や人的資源管理については、法人が定める就業規則に基づき関連規程を整備のうえ職制などを定め、教職員の適正な就業管理に努めるとともに、教育研究活動の充実・発展を図っている。教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

2025年度4月からの改正短期大学設置基準の完全施行に伴った必要な専任教員数を確認の上、規定に従った専任教員数及び非常勤教員数の配置及び各教員の職位の適切性は規定を充足していることを確認した。

職員については全員を対象として、毎年度1回、「目標管理シート」の提出や所属長及び法人本部人事担当者との個別面談を実施し、職務適性、勤務環境の把握に努め、人事施策や業務改善に役立てている。

教職員の就業に関する諸規程は、学校法人 C2C Global Education Japan の規程集がインターネット（法人内ネットワーク）により全教職員に公開されており、随時、全教職員から閲覧可能となっている。就業にかかわる学内通知や重要な就業に関する諸規程等の変更については、法人内の関係会議や電子メール、シェアポイントなどを活用し、随時通知が行われている。

ハラスメントの防止に関する規則を定め、ハラスメント行為による、教育・研究、学習、就業環境の悪化の防止に努めている。また、ハラスメント防止を強化するために、ハラスメント相談・通報に関する学外窓口を設置している。

教職員の健康管理のため、毎年、健康診断の実施、また産業医による健康相談を定期的に行っている。法人全体に亘る衛生委員会も設置され、本学からも委員を選出し毎回出席し、健康管理に留意すべき情報を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の専任教員の業績評価において、2024 年度までは法人内において短期大学のみ独自の評価システムを運用していた。しかしながら、2025 年度より本法人共通の「目標管理シート」と短期大学独自の「教員活動評価シート」を組み合わせることにより、法人内共通システムへの移行を行った。この移行した共通システムによる教員の業績評価方法について、システムの妥当性及び運用の適格性を、毎年度検証していく。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

教職員協働の考えの下、毎年、食物栄養科・保育科教員と事務局職員の委員会及び学務の分担を見直して、本学の全学的合意のプロセス、各科内会議、将来構想・情報戦略委員会、拡大教授会での審議・承認を経て決定し、教職員全員で委員会及び学務を分担する体制を整え、組織的な連携体制を確保している。

このような連携体制で、学校運営を「学生募集」「授業の質」「学生支援」「就職・キャリア支援」「地域貢献」の5つの活動に分類し、それぞれの領域において教職協働で取り組んでいる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修規程
- ・試験規程
- ・学生便覧
- ・シラバス

- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）
- ・キャンパスマップ

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

校地は学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。学生に対する教育又は厚生補導を行う上での必要に応じた、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂の厚生施設を設けている。校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。校地と校舎は障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

専任教員に対して1人1室の個別研究室を整備している。

図書館を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。また、図書館は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。購入図書等選定システムや廃棄システムは、規程を定め確立している。また、図書館は、資料の提供に関し、他の短期大学をはじめとする図書館等との協力を努めている。

授業は対面を前提としているが、過去のコロナ禍にも対応した多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行い得るよう学修支援システム（LMS）「WebClass」を提供し対面授業にも活用するなど、教育条件を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

前述の施設設備の維持管理については、寄附行為に基づき、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を財務諸規程に含め整備し、資産管理・会計処理を適切に実施している。施設設備、物品は資産管理規程に基づき、適切に保守・点検・維持管理を行っている。

火災・地震対策、防犯対策のため、危機管理規程等において危機管理体制や対処方法を定めている。また、火災、自然災害等については、消防計画、地震防災応急計画により行動計画等を策定するとともに、学生に対しては学生用緊急行動マニュアル、避難場所・避難経路を示している。毎年度1回、地震発生（発災時の火災発生を含む）を想定した避難訓練を行っている。また、キャンパス内には災害時の備蓄品を保管する倉庫、ライフラインベンダー、AED（自動体外式除細動器）を設置している。

施設設備は、法令に基づき専門業者による各建物の防災設備等の定期点検を実施している。

コンピューターシステムのセキュリティ対策に関しては、ファイアウォール等によるネットワーク上のセキュリティ対策に加え、サーバーやパソコンにおけるウイルス対策を実施している。また、データバックアップは、日次で世代管理し、分散保管を行い、リスクの低減を図っている。また、用途に応じて、高度セキュリティを担保しているクラウドデータベースを活用したデータの分散保管体制を構築し、教育・研究活動に寄与している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、環境対策・省エネルギー化に関する規程に基づき、燃料資源の有効利用の確保とエネルギー使用の合理化・効率化を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

引き続き、技術動向や脅威の変化を踏まえ、ファイアウォール等の物的セキュリティ資源を含む情報セキュリティ対策及び運用体制の点検・見直しを行い、より一層安心・安全な教育・研究情報基盤の維持・強化に努める。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティ管理運用規程に基づき、本法人情報基盤センターを中心に教職員が連携して、組織的に取り組んでいる。ネットワークについてはファイアウォール等による不正アクセス防止策を講じるとともに、サーバー及び学内パソコンにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を維持する運用体制を整えている。

図書館においては、併設大学との共有により短期大学としては異例の約 32 万冊という蔵書規模となる。本短期大学の専門領域（食物栄養、保育、専攻科）に関する資料はもちろん、併設大学が持つ法学、経営学、スポーツ科学などの高度な学術書や専門雑誌に日常的にアクセスできる点は、学際的な視点を養う上で大きな利点だと言える。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- ・建学の精神
- ・教育理念
- ・教育目標
- ・三つの方針（3つのポリシー）及びアセスメントプラン
 - ディプロマ・ポリシー（卒業までに身に付けさせたい力）
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の考え）
 - アドミッション・ポリシー（本学が求める入学生像）
 - アセスメントプラン（学修成果の評価）
- ・学則
- ・履修規程
- ・試験規程
- ・学生便覧
- ・シラバス
- ・履修系統図（カリキュラム・マップ）
- ・キャンパスマップ

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<現状>

教育課程に基づき、教育・学修環境の整備を行っており、ハードウェア及びソフトウェアについては、その向上と充実を図るため、年次計画に基づく各種整備を着実に実施している。

学生に対しては、「情報科学」「情報処理演習」「情報処理演習Ⅱ」「基礎演習」「卒業演習」などの授業を通じて、情報技術の向上に関する体系的なトレーニングを提供している。また、情報リテラシー教育についても、これらの授業に加え、社会人基礎力育成講座や教育プログラム「DAILIES」を通じて実施している。一方、教職員に対しては、FD活動を通じた研修等により、情報技術の向上を図っている。

ICTを利活用する教育環境については、質保証及び情報セキュリティの確保を前提として運用・維持を行い、適切な学習環境の保持に努めている。また、本法人情報基盤センターが中心となり、技術的資源の分配状況について継続的な点検及び見直しを行っており、短期大学においては、現行の分配体制の下で、学生に対して十分な学習環境を提供している。具体的には、教職員には個人用PCを1人1台整備するとともに、学生用にはコンピューター実習室(54台)を設置し、授業及び学修活動において利用可能な環境を整えている。さらに、教育・学修活動並びに学内業務を支える基盤として、ギガビット対応の高速基幹LAN・支線LAN並びに学内Wi-Fi環境を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

BYODの推進により、2025年度をもってコンピューター実習室から学生用PCを撤去した。しかしながら、アクティブラーニング可能な教室としてプロジェクター等の機器は継続して設置している。BYODの推進による学習環境の変化に対して、学生の情報技術の習熟度にこれまでとは異なることはないか注意深く対処していかなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学独自のPROPERTIESの取組みにより、比較的早期(2016年度より)に学修支援システム(LMS)が導入されていたため本学はICTを活用した教育を継続的に実践している。2020年度の新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出時でも、学修支援システム(LMS)を活用したオンライン授業にいち早く切り替え、2020年度の卒業生への資格付与も滞りなく実現された。このような実績を継続・発展させるよう、2023年度より数理・データサイエンス・AI教育プログラム「DAILIES」を設け、実践している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- ・ 寄附行為
- ・ 計算書類

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

財務体質については、法人全体を見据えた設置学校ごとの教学・人事・施設・財務に関する事項についてデータやエビデンスに基づいた5か年の中期計画を策定しており、将来像の明確

化が図られている。学校法人会計基準に基づき、計算書類等により財的資源を把握し、分析している。

法人全体における事業活動収支差額は、計画的な教育投資等により収入超過の状況で推移している。資金収支関係のうち主たる収入である学生生徒等納付金収入は増加傾向にあり資金的に安定していると理解している。

短期大学の事業活動収支差額を見ると過去3年間は収入超過で推移しており、今後の存続を可能とする財政を維持している。また、法人全体として近年、積極的に設備投資を進めた結果、固定資産の取得が増加している。その影響により流動資産の比率が相対的に低下し、流動比率はやや低めの水準となっている。ただし、これは計画的な投資によるものであり、短期的な支払能力に重大な問題が生じている状況ではないと認識している。以上から、貸借対照表の状況は健全に推移しているといえる。

なお、法人全体に占める短期大学の財政の割合は、事業活動収入及び事業活動支出ともに約5%～8%で推移している。

短期大学の経費については、予算編成時から執行時及び執行後の評価まで、細部にわたって管理している。毎年度、短期大学と法人本部総務部、人事部、財務部、施設部等との連携のもと、事業計画に基づき予算編成が行われており、学習資源への資金配分は適性に実施している。短期大学における過去3年間の教育研究経費比率は、30%以上の数値で推移している。また、公認会計士からの監査意見については、理事長以下、適切に対応している。なお、2025年4月に改正私立学校法が施行されたことに伴い、評議員会において会計監査人を選任している。さらに、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

短期大学としての寄付金は募集しておらず、学校債も発行していない。

以上のように、短期大学では、中期計画を策定し短期大学の将来像の明確化を図り、入学志願者及び卒業時の就職先の動向について、各種統計資料を用いながら分析が行われ、法人全体で作成される事業計画に反映し、これに基づいた財政運営が行われている。

教学・人事・施設・財務に関する事項について、データやエビデンスに基づいた5か年の中期計画を策定しており、学生募集や補助金収入等の実績を踏まえ、理事長及び中期計画を担当する理事を中心に見直しを行う体制としている。修正が必要な場合には理事会で審議している。

経営情報についてはウェブサイト上で公開されており、広く地域や社会に対する説明責任を果たしつつ、法人全体においても少子化に伴う危機意識が共有されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意] 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<現状>

教学・人事・施設・財務に関する事項についてデータやエビデンスに基づいた5か年の中期計画に基づき、法人本部総務部、人事部、財務部、施設部等との連携の下、年度単位で大学の事業計画を策定し、理事会にて審議し承認を経て実践している。事業計画の策定時には重点項目ごとにKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を設定し、年度末のKGI（Key

Goal Indicator : 重要目標達成指標) との比較により到達度を測定し、学生募集や補助金収入等の財的資源の実績を踏まえ、理事会による見直しを行う体制として次年度の改善に結びつけている。なお、財的資源の実績を踏まえ中期計画、事業計画について修正が必要となる場合には、理事会で審議のうえ見直しを行うこととしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

中期計画は、教学・人事・財務・施設等に関する多角的なデータ及びエビデンスを基礎として策定され、また年度事業計画についても法人本部各部門との緊密な連携の下で適切に運用されているものの、近年の学生募集動向や補助金制度の変化、さらには社会的要請の高度化といった外部環境の不確実性が増大する中で、これらの変動に対して機動的かつ戦略的に対応し得る計画の柔軟性を一層確保するとともに、KPI・KGI の因果関係をより精緻に整理した実効性の高い指標体系を構築し、総務・人事・財務・施設等の部門間におけるデータ共有及び分析手法の標準化を進め、加えて学生募集や補助金収入の変動リスクを踏まえた複数シナリオによる財務見通しを高度化し、教学・人事・財務・施設の諸情報を横断的に統合・分析して中長期的な意思決定に資する組織的体制を強化することが、法人全体の持続的発展と安定的な財務運営を確保するうえで、依然として重要かつ喫緊の課題として位置付けられる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本法人では、教学・人事・財務・施設に関する中期的な方針について、可能な範囲でデータやエビデンスを踏まえて整理し、設置学校ごとの将来像を示す中期計画として取りまとめている。また、年度事業計画の策定にあたっては、法人本部の総務・人事・財務・施設等の各部門と必要に応じて情報を共有し、理事会での審議・承認を経て実施する体制が一定程度整えられている。さらに、重点項目ごとにKPIを設定する仕組みを設けており、学生募集状況や補助金収入など財的資源の実績を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行う運用が進められている。これらの取り組みは、改善サイクルの形成に向けた基盤として一定の役割を果たしているものの、外部環境の変動に対応した計画の柔軟性や、指標体系の精緻化、部門間のデータ共有の標準化など、今後の改善に向けて取り組むべき点が残されている。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価受審時の自己点検・評価報告書で、本学は、基準Ⅲ-A に関する今後の課題を以下のように述べた。

本学は教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、教員組織を整備し、専任教員は、この方針のもと、教育研究活動を行っている。学生の学修成果の獲得が向上するよう事務組織も整備されている。人事・労務管理も適切に行われている。今後もこれらの充実を図っていききたい。

これらの点については、昨年度と同様におおむね達成できていると思われる。更なる教育研究活動を推進し、教育の充実を図っていききたい。

前回の認証評価受審時の自己点検・評価報告書で、本学は、基準Ⅲ-B、C、Dに関する今後の課題を以下のように述べた。

施設設備の維持管理については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用している。施設及び授業等で使用する機器・備品類の維持管理については、専門業者と連携し適切に行っているものの、それらの経年劣化は常に避けられない課題である。一部老朽化した施設や物品もあるため、教育効果と安全面、衛生面に配慮し、引き続き計画的な更新を行っていく。感染症対策も想定した安全対策についても、今後取り組んでいく。

本学は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。進歩を続ける情報通信技術に対応できるよう、FD 研修会を活用して、教員の情報技術のさらなる向上に取り組む。また、学生の情報機器利用環境のさらなる向上のため、無線 LAN（Wi-Fi）環境のさらなる整備や授業用コンピュータの新機種への対応等、教育活動の充実に資する学生・教職員の要望を汲み上げつつ、計画的かつ継続的な整備を進めていく。

本学の財務体質は現在のところ健全に推移しているが、将来にわたる健全な財政の維持に向けて、安定的な学生数を確保するための方策を、全学的に検討していく。

財務体質については中期計画が策定され、将来像の明確化が図られている。今後も、中期計画に基づき、学生確保を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育資源に関しては、特に BYOD 推進による学習環境の変化に対して、学生の情報技術の習熟度にこれまでとは異なることはないか、今後注意深く対処していかなければならない。

財務資源に関しては、教学・人事・財務・施設に関する中期的な方針について、可能な範囲でデータやエビデンスを踏まえて整理し、設置学校ごとの将来像を示す中期計画として取りまとめている。また、年度事業計画の策定にあたっては、法人本部の総務・人事・財務・施設等の各部門と必要に応じて情報を共有し、理事会での審議・承認を経て実施する体制が一定程度整えられている。さらに、重点項目ごとに KPI を設定する仕組みを設けており、学生募集状況や補助金収入など財的資源の実績を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行う運用が進められている。

これらの取り組みは、改善サイクルの形成に向けた基盤として一定の役割を果たしているものの、外部環境の変動に対応した計画の柔軟性や、指標体系の精緻化、部門間のデータ共有の標準化など、今後の改善に向けて取り組むべき点が残されており、改善していきたい。

【基準Ⅳ 大学運営とガバナンス】**[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]****<根拠資料>**

- ・ 寄附行為

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<現状>

理事長は、私立学校法及び学校法人 C2C Global Education Japan 寄附行為に基づき、学校法人全体を総理し、学校法人の運営に適切なリーダーシップを発揮している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<現状>

理事会は、私立学校法及び学校法人 C2C Global Education Japan 寄附行為に基づき開催しており、最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、議長を務め、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。さらに、理事会は、認証評価に対する役割を果たす責任を負っており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。そのため、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会の理事は、私立学校法及び学校法人 C2C Global Education Japan 寄附行為に基づき、適切に選任されている（定数 7 名、現員 7 名）。

なお、2025 年 4 月 1 日付の改正私立学校法の施行を踏まえた寄附行為変更については、2025 年 1 月 27 日付で文部科学大臣の認可を受けている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<現状>

法人の寄附行為に基づき、評議員会が理事選任機関となり、理事の選任を行っている。理事選任機関が評議員会となっているため、評議員会の意見が反映された理事選任の体制となっている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の意思決定の課題>

日本の高等教育機関を取り巻く環境は急速かつ劇的に変化しており、単年度の事業を見通すだけでは、持続的な学校運営に必要な経営判断を行うことができないことはいままでもない。すでに、5 か年間の財務見通しと設置学校の教学に関する事業計画から構成された中期計画を策定することで、中期的な経営見通しを立てようとしているが、今後は持続的な設置学校の運営のためにとるべきアクションが具体的に何なのかということを先行して検討し、学校法人と

しての意思決定に至るまでに十分な検討と検証のプロセスを確保することが必要となる。このため、これまで以上に経営判断に必要な情報収集の速度と精度を向上させ、それらの分析を踏まえた学校法人の意思決定を可能とするプロセスを意識的に醸成することが求められている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定の特記事項>

2025年4月1日施行の改正私立学校法への対応として、理事会、評議員会、監事、会計監査人等の役割と責任の明確化を進めており、内部統制体制の整備を通じて、法人運営の透明性と適正性の強化を図っている。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

- ・組織及び職制に関する規則
- ・事務組織と事務分掌規程
- ・学則
- ・学長規程
- ・教授会規程
- ・山梨学院短期大学合同会議規程
- ・山梨学院短期大学科内会議規程
- ・各種委員会規程（詳細省略）
- ・山梨学院大学健康栄養学部・山梨学院短期大学連携会議規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<現状>

学長は、短期大学の運営全般についてリーダーシップを発揮している。学長選考については、選考規程に基づき行われている。学長は、建学の精神に基づいて、学生募集、教育研究活動、学生支援（就職・キャリア支援を含む）、地域貢献を軸とした学校運営を教職協働で推進している。校務は、各科・各委員会の会議、将来構想・情報戦略委員会、拡大教授会の審議・承認を経て、全学的な総意を得た上で、学長の最高責任者としての権限と責任を以って遂行している。

教授会は規程に基づき定期的を開催しており、教育・研究及び短期大学運営における審議機関として適正に運営している。また、教授のほか准教授・講師を含み開催される拡大教授会においては、教育目標や学習成果、課題等について、教職員の共通認識が図られている。各種委員会に関しては、それぞれの委員会規程に基づき、適切に運営している。教授会、委員会議事録は事務局が管理している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

学則及び教授会規程に基づき、全教職員の総意を諮る拡大教授会を教育・研究及び短期大学運営における審議機関として、定期的で開催している。拡大教授会で審議・承認される事項は、各教科内会議、各委員会から上げられ、将来構想・情報戦略委員会での審議を経て拡大教授会において全教職員の総意を以って審議され、審議結果を学長が決定するとのプロセスで、本短

期大学の教学運営は健全に行われている。これらの運営は、学長のリーダーシップの下で行われているが、学長の裁量により合議事項が覆されたことはこれまで一度もない。また、本学ガバナンス・コードには、学長が拡大教授会による承認の内容を覆した決定を行う場合には、学長の説明責任を義務付けている。

よって、教学運営においては、特段の問題は見当たらない。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

本学の教学運営の特色は、各種委員会の中で唯一、学長の諮問機関と位置づけられ定期的に開催される将来構想・情報戦略委員会において、各科内会議、各種委員会から提案される教学マネジメント、教務事項、学生厚生補導事項にわたった短期大学内の諸問題に対する解決策を、拡大教授会への提案前に十分に議論していることにある。

また、本学の専門職養成に関わる複数の専門団体と包括的連携協定を結び、各団体から本学の運営に関して多角的な意見を伺う学外助言評価委員会を年2回定期的に開催し、外部意見を踏まえた自己点検・評価活動による教学運営を行っていることに大きな特色がある。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- ・ 寄附行為
- ・ 監事監査規程
- ・ 内部監査規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、学校法人C2C Global Education Japan 寄附行為に基づき、適切に選任されており（定数2名、現員2名）、理事及び設置学校の管理職との監事面談を行うなど業務や財産の状況について監査したうえで、監査結果の報告書を理事会及び評議員会に提出している。また、監事は理事会、評議員会に出席し、本法人の業務及び予算、財産に関する意見陳述を行っている。さらに、監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

寄附行為で定めた理事定数は7名、評議員定数は8名であり、理事定数を超えた評議員数となっており、適正に組織されている。評議員会は、私立学校法の評議員会の規定及び学校法人C2C Global Education Japan 寄附行為に従い、適切に運営している。

また、評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

会計監査人は、学校法人 C2C Global Education Japan 寄附行為に基づき、適切に選任されており（定員 1 名、現員 1 名）、法令で定めるところにより、法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を適切に監査している。会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

また、会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

制度の複雑化や法人本部・教学双方の役割分担が高度化する中、役員及び評議員のガバナンスに関する理解の共有や、内部統制・リスク管理の実効性を継続的に検証する仕組みの充実が課題として挙げられる。

今後は、役員及び評議員に対する研修や情報共有の機会を通じてガバナンス意識の更なる向上を図り、実効性の高い組織運営を推進していきたい。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

監事は理事及び設置学校の管理職等との面談を通じて業務及び財産の監査を行っており、会計監査人は計算書類等の監査を行い、いずれも私立学校法及び関連法令に基づき適切に実施されている。監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるなど、法人運営の透明性確保に寄与している。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

- ・ウェブサイト

[区分 基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

学校教育法施行規則を含めた関係法令に基づき、短期大学として、学生の修学及び学習の状況（三つの方針及びアセスメントプラン、並びに教育諸条件に関する情報を含む）、入学試験の実施に関する情報、教職課程等の運営状況、教育研究組織の基礎的な情報、自己点検・評価及び認証評価に関する情報、公的研究費の管理・監査及び学術研究倫理に関する情報、安全保障貿易管理に関する情報等を公表・公開している。

また、学校法人として、私立学校法等に基づき、財務情報等を公表・公開している。

本学では 2021 年 10 月 21 日付でガバナンス・コードを定め、毎年度、3 月末を期日として適合状況確認を行い、公表している。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

公表する情報が多岐にわたっていることから、情報の整理や更新状況の管理方法について、

検討していく必要があると感じている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

自己点検・評価報告書については、2010年度以降、継続して公表しており、教育活動の質保証に関する情報提供を積極的に行っている。また、教育方針、アドミッション・ポリシー、学則、各種規程、財務情報等についても、法令に基づき適切に公開している。

<基準IV 大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

- ① 前回の認証評価受審時の自己点検・評価報告書で、本学は、基準IV-A、IV-C-1～2に関する今後の課題を以下のように述べた。

理事長はリーダーシップを発揮し、理事会は、寄附行為に基づき、適切に運営されていると考えられる。本県の高等教育を取り巻く社会の変化に即応できる体制の維持に今後も努める必要がある。そのため、理事会・評議員会と、行政組織の責任者や大学・短期大学責任者との連携を深めていく。

これらの点については、2022年度から理事長及び短期大学学長の打ち合わせ体制が整備され、今年度も11月（次年度事業計画ヒアリング）、1月（次年度予算ヒアリング）、3月（次年度予算示達会議）の計3回実施されている。理事長出席のヒアリングの他に、本年度から短期大学担当の専務理事と学長との1か月に1回のペースでの打ち合わせ体制も加えられ、理事会と短期大学の連携の強化が図られている。

今後も、理事長及び理事会との密な連携による適切な短期大学運営に努める。

- ② 基準IV-B、IV-C-3に関する今後の課題については、前回の認証評価受審時に、以下のよう

に述べた。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて非常に熱心に努めている。教授会をはじめとする教育上の委員会等、短期大学の教育研究上の機関も適切に運営している。今後も運営体制を見直しながら、本学の実態に合わせた適切な運営維持が期待される。なお、併設大学との合同審議体制についてはその構築が今後の課題である。

これらの点について本年度は上述の通り適切な運営が維持された。併設大学との合同審議体制については、今年度も、系列大学をはじめとする系列高等学校・中学・小学校・幼稚園の長と次年度体制について検討する会議を開催することができた。また、必要に応じて、併設大学長と短期大学長で連絡会を実施し、協働体制の構築を進めた。今後も充実に努めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学内の運営とガバナンスに関しては、各教科内会議、各委員会、将来構想・情報戦略委員会及び拡大教授会と段階的に審議・決定していくプロセスがあり、十分に機能していると考えられる。引き続き、学長のリーダーシップの下、ガバナンスを確認しつつ短期大学運営を行っていく。

法人（設置者）と短期大学の審議体制については、前回の認証評価受審時の指摘事項を真摯に受け止め、様々な意見交換や情報共有の機会を設定しており、引き続き、連携を密にした運営に努めたいと考えている。